

# 韓国における不正腐敗防止対策 —「不正請託及び金品等の收受の禁止に関する法律」を中心に—

前 国立国会図書館 調査及び立法考査局  
専門調査員 海外立法情報調査室主任 石川 武敏

## 【目次】

はじめに

### I 背景と経緯

- 1 韓国における不正腐敗の状況
- 2 法律制定に至る経緯

### II 法律の概要と問題点

- 1 主な内容
- 2 社会に対する影響と課題

おわりに

翻訳：不正請託及び金品等の收受の禁止に関する法律

## はじめに

韓国で頻発している公職者等の不正や腐敗を根絶するため、「不正請託及び金品等の收受の禁止に関する法律」<sup>(1)</sup>（最初の提案者であった金英蘭（キム・ヨンラン）国民権益委員会<sup>(2)</sup>委員長（当時）の名を冠して通称「キム・ヨンラン法」と呼ばれる。）が2015年3月3日に国会で可決成立し、同年3月27日に公布された。その後の違憲審判を経て、同法は2016年9月27日から施行された。

本稿では、韓国における不正な請託<sup>(3)</sup>及び接待・贈答に対する防止対策の概要について紹介し、併せて「不正請託及び金品等の收受の禁止に関する法律」の全文を訳出する。

---

\* 本稿におけるインターネットへの最終アクセスは2017年6月30日である。

(1) 「부정청탁 및 금품등 수수의 금지에 관한 법률(법률 제14183호)」국회법률정보시스템ウェブサイト〈[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&SRCH\\_IN\\_RESULT=false&LAW\\_SRCH\\_TYPE=LAW\\_NM&SUB\\_NM=%BA%CE%C1%A4%C3%BB%C5%B9&BEF\\_SUB\\_NM=%BA%CE%C1%A4%C3%BB%C5%B9&LAW\\_CHECK=true&ORD\\_CHECK=true&REGL\\_CHECK=true&srchinresult=false&lawsrcdtype=LAW\\_NM&subnm=%BA%CE%C1%A4%C3%BB%C5%B9&befsubnm=%BA%CE%C1%A4%C3%BB%C5%B9&lawchk=true&ordchk=true&reglchk=true&LAW\\_ID=A3556&PROM\\_NO=14183&PROM\\_DT=20160529&](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&SRCH_IN_RESULT=false&LAW_SRCH_TYPE=LAW_NM&SUB_NM=%BA%CE%C1%A4%C3%BB%C5%B9&BEF_SUB_NM=%BA%CE%C1%A4%C3%BB%C5%B9&LAW_CHECK=true&ORD_CHECK=true&REGL_CHECK=true&srchinresult=false&lawsrcdtype=LAW_NM&subnm=%BA%CE%C1%A4%C3%BB%C5%B9&befsubnm=%BA%CE%C1%A4%C3%BB%C5%B9&lawchk=true&ordchk=true&reglchk=true&LAW_ID=A3556&PROM_NO=14183&PROM_DT=20160529&)〉なお、韓国語の「수수」は同音で「授受」と「收受」の語があり、法律名の邦訳として「授受」としている例も多いが、この法律においては、金品等について受け取る側を主に規定しているので、本稿では「收受」と訳出する。

(2) 「腐敗防止並びに国民権益委員会の設置及び運営に関する法律」に基づき、苦情請願の処理及び関連する行政制度を改善し、腐敗の発生を予防して腐敗行為を効率的に規制するために2008年に設置された。同委員会は国務総理（首相に相当）に直属する。「부패방지 및 국민권익위원회의 설치와 운영에 관한 법률(법률 제14609호)」국회법률정보시스템ウェブサイト〈[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A2123&PROM\\_DT=20170321&PROM\\_NO=14609](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A2123&PROM_DT=20170321&PROM_NO=14609)〉

(3) 「請託」とは、権力を持つ者に私事を頼むことをいう。

## I 背景と経緯

### 1 韓国における不正腐敗の状況

韓国において、腐敗の根絶は積年の課題である<sup>(4)</sup>。1993年2月に大統領となった金泳三(キム・ヨンサム)は、同年8月に大統領緊急命令<sup>(5)</sup>によって、金融の不正取引防止を目的とする金融取引実名制を導入した。これは、実名未確認の口座からの預金引き出しを禁止し、また一定額以上の引き出しについて資金の出所の調査を行うものであった。この政策は、地下経済の抑制に一定の効果があったものの、当事者間の合意による借名預金が残るなどの課題が残った<sup>(6)</sup>。一方で、一時的に金融市場が混乱する副作用も見られた。

金大中(キム・デジュン)政権下の2001年6月には「腐敗防止法」が成立した(施行は翌年)。この法律は、「腐敗」を、①公職者が、職務と関連してその地位・権限を濫用し、又は法令に違反して自分や第三者の利益を企図する行為、②公共機関の予算使用又は公共機関の財産の取得、管理若しくは処分又は公共機関を当事者とする契約の締結及びその履行において、法令に違反して公共機関に財産上の損害を与える行為と定義し、腐敗を禁止するものであった。腐敗防止策を立案・実施するための腐敗防止委員会(大統領に直属)も設置された。<sup>(7)</sup>

しかし、これ以降も歴代大統領の親族等に不正が発覚するなど、腐敗を根絶することはできなかった。最近でも、朴槿恵(パク・クネ)前大統領本人が親友の民間人を国政に介入させ大統領の地位と権限を濫用したとして国会で弾劾訴追され、憲法裁判所が罷免を決定し、大統領を失職するという事件があった。これまで法整備が進められてきたものの、このように、韓国において権力の腐敗を断ち切ることは、どの政権下においても容易ではなかった。

また、政界外においても、検察官の不正が疑われる事件が相次いだ。2010年に地方の建設業者が検事数十人に対し金品等による供応をしていたことが明らかになった、いわゆる「スポンサー検事事件」<sup>(8)</sup>、及び2011年に女性検事が内縁関係にある男性弁護士から高級外車等を提供されて特定事件に関する請託を受けたとされる、いわゆる「ベンツ女性検事事件」<sup>(9)</sup>が注目された。いずれも供応や提供が便宜の対価であったことを証明することができず、無罪判決となったが、これらの事件の報道を通じて公職者に対する国民の目は厳

(4) 不正腐敗が後を絶たない理由として、韓国社会には長い間共同体意識を土台とする縁故主義、温情主義が文化として定着しており、互いに請託しこれを聞き入れる慣行が社会全般に広がっているからであるとする見方がある。홍성철 「정탁금지법 해설-부정정탁 및 금품등 수수의 금지에 관한 법률-」 박영사, 2016, p.1.

(5) 大韓民国憲法第76条第1項において、大統領は内憂、外患、天災、地変又は重大な財政上、経済上の危機において、国の安全保障又は公共の安寧秩序を維持するために緊急の措置が必要であり、国会の集会を待つ余裕がないときに限り、最小限に必要な財政、経済上の処分を行い、又はこれに関して法律の効力を有する命令を発することができる規定されている。「대한민국 헌법(헌법 제10호)」국회법률정보시스템ウェブサイト <[\(6\) 林玉鉉 「韓国経済と金融実名制—その光と影についての一考察—」 『経済学論叢』 47\(4\), 1996.6, pp.148-173.](http://likms.assembly.go.kr/law/lawsLawtInqyDetl1010.do?mappingId=%2FflawsLawtInqyDetl1010.do&genActiontypeCd=2ACT1010&genDoctreattypeCd=DOCT2004&procWorkId=&workstepId=&repFlowId=&flowId=&workId=&workSno=&winWd=&winHg=&winTypeAttr=M&nextWinWd=&nextWinHg=&nextWinTypeAttr=&nextMappingId=&nextGenActiontypeCd=&contSid=0010&contId=1948071700000001&cachePreid=ALL&genMenuId=menu_serv_nlaw_lawt_1030&back_contSid=0010&back_contId=1948071700000001&back_cachePreid=ALL&srchDtType=promDt&undefined=&srchStaDt=&srchEndDt=&doctreattypeCd=C&srchNm=&dumy=&orderType=&orderObj=></a>></p>
</div>
<div data-bbox=)

(7) 白井京 「韓国における腐敗防止法の制定」 『外国の立法』 No.210, 2001.10, pp.142-155. なお、同法は、2008年の「腐敗防止並びに国民權益委員会の設置及び運営に関する法律」の施行に伴い廃止された。

(8) 조현철 「PD 수첩 '검찰-스폰서 밀착' 고발」 2010.4.20. 경향신문ウェブサイト <[http://news.khan.co.kr/kh\\_news/khan\\_art\\_view.html?artid=201004200047175&](http://news.khan.co.kr/kh_news/khan_art_view.html?artid=201004200047175&)>

(9) 김경학 「벤츠 여검사가 받은 벤츠는 '사랑의 정표' ...대법원 무죄 확정」 2015.3.12. 同上 <[http://news.khan.co.kr/kh\\_news/khan\\_art\\_view.html?artid=201503121049331&code=940301](http://news.khan.co.kr/kh_news/khan_art_view.html?artid=201503121049331&code=940301)>

しさを増した。

このように公職者による不正腐敗が頻発する韓国社会については、世界的に見ても清廉度が高いとはいえないという調査がある。腐敗問題に取り組む国際 NGO であるトランスペアレンシー・インターナショナル (Transparency International) が調査した「腐敗認識指数」<sup>(10)</sup>で、韓国の清廉度を世界及び東アジア主要国の中に位置付けると表のようになる。

韓国は、OECD 諸国の中で清廉度が低いグループに属し、この傾向はここ十数年変化していない。周辺諸国・地域と比べても、社会主義国を別にすれば清廉度が低い。

表 韓国と周辺諸国・地域の世界清廉度ランキング

年	韓国 (OECD 内順位)	シンガポール	香港	日本	台湾	中国	北朝鮮	調査総数
2001	42 位 (24 位 /30 か国)	4 位	14 位	21 位	27 位	57 位	—	91
2006	42 位 (24 位 /30 か国)	5 位	15 位	17 位	34 位	70 位	—	163
2011	43 位 (27 位 /34 か国)	5 位	12 位	14 位	32 位	75 位	182 位	182
2016	52 位 (29 位 /35 か国)	7 位	15 位	20 位	31 位	79 位	174 位	176

(出典) “Corruption Perceptions Index.” [各年版] Transparency International website (https://www.transparency.org/research/cpi/) を基に筆者作成。

腐敗に直結するわけではないが、韓国文化の贈与・接待の慣習という要素も不正腐敗の背景に考えておく必要がある。客人あるいは親しい人をもてなす際に、贈答又は接待が日常的に行われており、そのことについてはこれまで社会的慣習として容認されてきた。また、会食する場合にいわゆる「割り勘」がこれまで一般的ではなく、同席したうちの誰か一人が全てを負担する慣習がある。これを社会的な美風と見ることできるが、もしこれが私的な利益と結びつく可能性がある場合、不正と慣習を見分けることは困難である。

## 2 法律制定に至る経緯

この法律の制定に至るまでの経緯は次のとおりである<sup>(11)</sup>。

2011 年 6 月の国務会議<sup>(12)</sup>において、公正社会を実現し、清廉度を向上させるために、腐敗防止に関する新たな立法が必要であるとの認識が示され、政府は同年 11 月と翌 2012 年 2 月に新たな立法の必要性に関する公開討論会を開催した。次いで、同年 4 月から 5 月にかけて、光州、大田、釜山等の地域別に新たな立法に関する国民向けの説明会を開催した。関係機関への意見照会と協議を経て、2012 年 8 月に国民権益委員会委員長名で「不正請託

(10) トランスペアレンシー・インターナショナルは、1995年から世界各国の「腐敗認識指数 (Corruption Perceptions Index)」を公表している。同 NGO の定義によると、corruption (腐敗・汚職) とは、私的な利益を得るために権力を濫用することをいう。政策や国家の中核機能をわい曲する政治的行為がなされることによって、国家の指導者が公共財を犠牲にして私的利益を得ることを可能にする大規模な「腐敗・汚職」から、病院、学校、警察署などの機関において、日常的に公務員が一般市民とのやりとりの中で権限を濫用して私的な利益を得ようとする小規模なものまで存在する。“What is corruption?” Transparency International website (http://www.transparency.org/what-is-corruption#define)

(11) 以下、この節の記述は、국민권익위원회 「부정청탁 및 금품등 수수의 금지에 관한 법률안」 설명 자료 2015.3. (http://www.kistep.re.kr/getFileDown.jsp?fileIdx=5084&contentIdx=8559&tbIdx=BRD\_BOARD) に基づく。

(12) 国務会議は、大韓民国憲法第88条に基づき、政府の権限に属する重要な政策を審議する機関。大統領が議長となり、国務総理 (首相に相当)、国務委員 (国務大臣に相当) で構成される。議院内閣制における閣議に相当する。

禁止及び公職者の利益相反防止法制定案<sup>(13)</sup>として立法予告<sup>(14)</sup>された。制定を提案する理由として、①最近頻発している公職者の不正腐敗事件のために公職者への信頼が揺らいでいるが、これを効果的に規制する制度的枠組みが不備である、②公職者の公正な職務遂行を妨げる不正請託の慣行を根絶し、あわせて、公職者の金品などの收受行為を職務関連性や対価性（見返り）がない場合でも、処罰できるようにする必要がある、の2点を挙げている。

2013年7月の国务会議の議決を経て、政府案が同年8月に国会に提出された。2014年7月に国会の政務委員会で公聴会が開催され、同委員会法案小委員会での6回の審査を経て、2015年1月8日に同小委員会で可決され、1月12日に政務委員会で可決された。この過程で、国会議員自らが大きな影響を受ける可能性が高いと思われる、利益相反行為の禁止の規定が除外される一方、適用する公的機関の範囲が私立学校・言論機関にまで拡大されることとなった。その後、同年2月に法制司法委員会で専門家公聴会を開催したのち、3月3日に同委員会及び国会本会議で可決され、3月27日に公布された<sup>(15)</sup>。

しかし、同法が成立した後、「公職者等」に私立学校の教職員と言論機関の役職員が含まれることをめぐって、公務員でない者に対してまで、職務関連性や対価性がない場合であっても金品の收受を禁止することが、国民の一般的な行動自由権を侵害するとの観点等からの7件の同法に対する違憲審判申請があった。これに対し憲法裁判所は、うち3件を却下し4件を併合して審査した結果、訴えを棄却し、同法に対して合憲の判断を2016年7月28日に下した。その理由としては、教育と言論の分野に腐敗があった場合、その被害の社会的影響は広範囲かつ長期的に及び、原状回復が非常に難しいという点において、私立学校関係者とジャーナリストは公職者に匹敵する誠実さと倫理が要求されるというものであった<sup>(16)</sup>。この結果、公布から1年6か月後の2016年9月27日から同法は施行された。

## II 法律の概要と問題点

### 1 主な内容

不正請託及び金品等の收受の禁止に関する法律は5章全24か条と附則から成る。主な

(13) 「利益相反」とは、公職者など中立の立場で業務を行わなければならない者が、自己や第三者の利益を図って業務を行い、それ以外の者が本来受けるべき利益を損なうことをいう。原文の直訳は「利害衝突」である。「부정청탁금지 및 공직자의 이해충돌방지법 제정(안)입법」입법처 입법예고ウェブサイト〈[http://www.moleg.go.kr/lawinfo/lawNotice.jsessionid=Ua66MtWalpapyOv7fLWSZsLxpC11NpiOuOEMn4sLSzngCwb9OYDSFfrwouPyQ558.moleg\\_a2\\_servlet\\_engine2?ogLmPpSeq=15354&mappingLbicId=2000000133665&announceType=TYPE5&pageIndex=637](http://www.moleg.go.kr/lawinfo/lawNotice.jsessionid=Ua66MtWalpapyOv7fLWSZsLxpC11NpiOuOEMn4sLSzngCwb9OYDSFfrwouPyQ558.moleg_a2_servlet_engine2?ogLmPpSeq=15354&mappingLbicId=2000000133665&announceType=TYPE5&pageIndex=637)〉

(14) 行政手続法第41条の規定に基づき、法律を制定、改正又は廃止しようとする際に、官報・公報、インターネット・新聞・放送等を通じて予告し、法案に対する意見を募る制度。「행정절차법(법률 제12923호)」국회법률정보시스템ウェブサイト〈[http://likms.assembly.go.kr/law/lawsLawtInqyDetl1010.do?mappingId=%2FflawsLawtInqyDetl1010.do&genActiontypeCd=2ACT1010&genDoctreattypeCd=DOCT2004&procWorkId=&workstepId=&repFlowId=&flowId=&workId=&workSno=&winWd=&winHg=&winTypeAttr=M&nextWinWd=&nextWinHg=&nextWinTypeAttr=&nextMappingId=&nextGenActiontypeCd=&TOTALVIEWCOUNT=&revNo=&viewGb=&contSid=0012&sfld=&srchType=&selectCollection=&basicDt=20150331&contId=1996123100000007&cachePreid=ALL&keyWord=&genMenuId=menu\\_serv\\_nlaw\\_lawt\\_1030&back\\_TOTALVIEWCOUNT=&back\\_revNo=&back\\_viewGb=&back\\_contSid=0012&back\\_sfld=&back\\_srchType=&back\\_selectCollection=&back\\_basicDt=20150331&back\\_contId=1996123100000007&back\\_cachePreid=ALL&back\\_keyWord=&basicDtView=2017.08.07&minExeDt=19980101](http://likms.assembly.go.kr/law/lawsLawtInqyDetl1010.do?mappingId=%2FflawsLawtInqyDetl1010.do&genActiontypeCd=2ACT1010&genDoctreattypeCd=DOCT2004&procWorkId=&workstepId=&repFlowId=&flowId=&workId=&workSno=&winWd=&winHg=&winTypeAttr=M&nextWinWd=&nextWinHg=&nextWinTypeAttr=&nextMappingId=&nextGenActiontypeCd=&TOTALVIEWCOUNT=&revNo=&viewGb=&contSid=0012&sfld=&srchType=&selectCollection=&basicDt=20150331&contId=1996123100000007&cachePreid=ALL&keyWord=&genMenuId=menu_serv_nlaw_lawt_1030&back_TOTALVIEWCOUNT=&back_revNo=&back_viewGb=&back_contSid=0012&back_sfld=&back_srchType=&back_selectCollection=&back_basicDt=20150331&back_contId=1996123100000007&back_cachePreid=ALL&back_keyWord=&basicDtView=2017.08.07&minExeDt=19980101)〉

(15) 同法の制定経緯については、前掲注(11)及び藤原夏人「【韓国】不正請託及び金品等授受の禁止に関する法律の制定」『外国の立法』No.263-2, 2015.5, pp.16-17. 〈[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_9366471\\_po\\_02630208.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9366471_po_02630208.pdf?contentNo=1)〉を参照。

(16) 「부정청탁 및 금품등 수수의 금지에 관한 법률 제2조 제1호 마목 등 위헌확인 등 [2016. 7. 28. 2015헌마236·412·662·673(병합)]」헌법재판정보ウェブサイト〈[http://search.court.go.kr/th/pr/selectThsPr0101List.do.jsessionid=PBFJ4IavHeg0OvUtBwoh9Y181TpiacTR3j4UuZmT8WINQG0a9LqgmOuFYISqa5xe.cosearch\\_servlet\\_engine1](http://search.court.go.kr/th/pr/selectThsPr0101List.do.jsessionid=PBFJ4IavHeg0OvUtBwoh9Y181TpiacTR3j4UuZmT8WINQG0a9LqgmOuFYISqa5xe.cosearch_servlet_engine1)〉

内容は次のとおりである。

(1) 公共機関、公職者等の定義（第2条）

この法律が対象とする「公共機関」とは、官公庁、公立・私立の学校法人、言論機関等である。私立の学校と言論機関が含まれている点が大きな特徴である。ここでいう言論機関には、放送事業者、新聞事業者、雑誌等定期刊行物事業者、ニュース通信事業者及びインターネット新聞事業者が該当する<sup>(17)</sup>。同様に、「公職者等」の定義にも、教職員や言論機関の代表者、役員、職員が含まれている。

(2) 国・公共機関の責務（第3条）

国は、公職者の公正かつ清廉な職務遂行を保障することができる勤務環境を醸成するために努力しなければならない。また、公共機関は、不正請託及び金品等の收受を容認しない文化を形成するとともに、公職者等が違反行為の申告を行った場合に不利益を受けないように保護しなければならない。

(3) 禁止される不正請託の種類（第5条第1項）

不正な請託の対象となる職務行為について、次のとおり詳細に規定している。すなわち、①許認可等、②租税・懲戒等の軽減・免除、③採用・昇進等の人事、④各種委員会の委員の選定、⑤各種の授賞・優秀者等の選定、⑥入札・試験等に関する秘密の漏えい、⑦契約当事者の選定、⑧補助金の割当て等、⑨公共機関の財貨の払下げ等、⑩学校の入学・成績評価等、⑪兵役の検査、部隊配属等、⑫各種評価・判定、⑬行政指導・取締り等の対象者の選定・排除、⑭捜査・裁判等の処理に関して不正な請託を行ってはならない。また、何人も公職者等をして、①から⑭の業務についてその地位・権限を逸脱して行使させてはならない。

(4) 不正請託に当たらない行為（第5条第2項）

①請願、②公開して行う公職者等への要求、③選挙で選ばれた政治家、政党、市民団体が公益目的で行う苦情の伝達又は改善の提案等は不正請託に当たらない。

(5) 不正請託の申告及び処理（第7条）

公職者等は、不正請託を受けたときは、不正請託である旨を告げて拒絶の意思を示し、それでも再び不正請託を受けたときは所属機関の長又は監督機関等に申告しなければならない。

(6) 金品等の收受禁止（第8条）

公職者等は、職務との関連の有無にかかわらず、同一人から1回に100万ウォン<sup>(18)</sup>、1年に300万ウォンを超える金品等を受け取ってはならない。従来 of 腐敗防止法が、職務との関連性がなければ処罰できないなど、処罰の実効性が乏しかった点を考慮し、職務関連性と対価性（見返り）の有無を問わない厳しい規定となった。公職者等の配偶者については、

---

(17) 국민권익위원회 「청탁금지법 해설집(2016)」 p.16. <<http://www.acrc.go.kr/acrc/file/file.do?command=downFile&encodedKey=MzIzMDVfMQ%3D%3D>>

(18) 1ウォンは約0.1円（平成29年6月分報告省令レート）。

当該公職者の職務と関連して、上記金額の金品等を受け取ってはならないとされている。

(7) 收受禁止金品等の申告及び処理（第9条）

公職者等本人又はその配偶者が收受禁止金品等を受け取るなどした場合、所属機関の長に申告しなければならない。申告を受けた所属機関の長は、返還させるとともに、必要に応じて捜査機関に通報する。所属機関の長が、所属する公職者等が收受禁止金品等を受け取ったことを知った場合は、申告がなくとも、必要に応じて、捜査機関に通報する。

(8) 外部講義等の謝礼金の收受の制限（第10条）

公職者等は、職務と関連して、研修や各種会議で講師を務める場合は、大統領令で定める額を超える謝礼金を受け取ってはならない。

(9) 国民権益委員会との関係（第12条）

国民権益委員会は、不正請託及び金品等の收受の禁止に関する業務を総括し、関連制度の改善及び教育・広報、不正請託の判断基準及び予防措置等に関する基準の作成・普及、申告の受付窓口及びその処理等、申告者の保護、実態調査等を所掌する。

(10) 違反行為の申告とその処理（第13条、第14条、第15条）

違反行為を知った者は、当該公共機関若しくはその監督機関、監査院<sup>(19)</sup>、捜査機関、又は国民権益委員会に申告することができる。申告を受けた機関は、その内容に関して、必要な調査等を行い、その結果を申告者と国民権益委員会に通知し、必要な措置を講ずる。その際、申告者は不利益措置を受けないよう保護され、申告者自身が違法行為に関わっていた場合の刑事罰や懲戒は、軽減又は免除される。また、申告によって公益の増進をもたらした場合には褒賞金を支給することができる。

(11) 教育及び広報（第19条）

公共機関の長は、不正請託の禁止及び金品等の收受の禁止について、公職者等を定期的に教育し、国民に対し禁止事項を広報しなければならない。

(12) 懲戒及び罰則（第21条、第22条、第23条、第24条）

公共機関の長等はこの法律に違反した者に対し懲戒処分を科さなければならない。また、違反事項の内容により、3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金、2年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金、1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金という内容の刑事罰が科される。刑事罰に至らない軽度な違反に対しては、その内容により、3千万ウォン以下、2千万ウォン以下、1千万ウォン以下、あるいは5百万ウォン以下の過料を科される。

## 2 社会に対する影響と課題

この法律が施行されてほぼ1年が経過したが、この法律がもたらした社会への影響と課題を挙げると、以下のとおりである。

---

(19) 日本の会計検査院に相当。

### (1) 公共機関と公職者等の範囲

社会に最も衝撃を与えたのは、この法律の対象となる「公共機関」に私立の学校と言論機関が含まれ、同様に「公職者等」に私立学校の教職員、言論機関の代表者と役員・職員まで含まれることであった。これは、これまでの社会通念としての「公共機関」「公職者等」と明らかに範囲が異なる。このため、公務員以外の者が職務と関係なく金品等を受け取ることが罪に問われるのは行き過ぎだとして、韓国記者協会、大韓弁護士協会等から違憲審判申請がなされた。憲法裁判所が合憲として訴えを棄却し、一応の決着をみたのは前述のとおりである。

一方で、民間部門であっても法律関係や医療などの従事者については、同じく公共性が高いとして、これらも法の適用対象にすべきであるという議論もある<sup>(20)</sup>。

### (2) 利益相反防止の未整備

この法律は、当初は「不正請託禁止及び公職者の利益相反防止法制定案」として立法予告されたにもかかわらず、利益相反防止の条項が審議過程で除外された経緯がある。公職者等が、金品等を收受せず、請託も受けていない状態で、例えば親戚、同窓生、同郷等の特殊な関係者のために、他の場合よりも優遇し、又は便宜を図った場合、この法律では法的な責任を問うことが難しい。韓国は、血縁、学閥、地縁により、社会的なネットワークが形成される社会であるだけに、これで不正や腐敗が無くなり公正な社会が作れるのかとの疑問も出ている。すなわち、公職者等の意思決定権者と血縁、学閥、地縁等のつながりのある者が結果的に利得を得る一方、それを全く持たない者の意思疎通手段である交渉や陳情すら行うことが困難になることから、社会の上層にネットワークを有する既得権益層を守るという逆効果をもたらすのではないかとの見方もある<sup>(21)</sup>。

### (3) 国・公共機関の責務の具体性の欠如

不正腐敗を防止するために国や公共機関の役割が重要であることは言うまでもない。この法律第3条において、国は公職者等が公正で清廉な職務遂行ができる勤務環境を醸成するための努力義務が課され、公共機関は不正請託及び金品等の收受を容認しない公職文化を形成する努力義務が課されている。しかし、どのような勤務環境及び公職文化を醸成・形成するのか、醸成・形成するためにどのような努力をするのか、この責務を担うのが国・公共機関のどの機関なのか、責務が果たされない場合どうなるのか等については、一切具体的な規定がなく、抽象的な記述にとどまっており、条文の効力に疑問があるとの指摘がある<sup>(22)</sup>。

### (4) 経済に対する影響

先に、韓国文化の贈与・接待の慣習について述べたが、この法律で違反とされる金額は、これまでの韓国社会における普通の慣習のレベルの額であるため、これまで常識の範囲内とみなされてきた金品等の授受さえできなくなったことに対し、経済活動が萎縮するので

(20) 「[사설] 김영란법 대상 확대해 민간 부문 '부패사슬' 끊자」『중앙일보』2016.7.29. (<http://news.joins.com/article/20377278>)

(21) 전삼현 「김영란법, 보완이 시급하다」 ([http://www.keri.org/web/www/issue\\_04?p\\_p\\_id=EXT\\_BBS&p\\_p\\_lifecycle=0&p\\_p\\_state=normal&p\\_p\\_mode=view&\\_EXT\\_BBS\\_struts\\_action=%2Fext%2Fbbs%2Fview\\_message&\\_EXT\\_BBS\\_messageId=352549](http://www.keri.org/web/www/issue_04?p_p_id=EXT_BBS&p_p_lifecycle=0&p_p_state=normal&p_p_mode=view&_EXT_BBS_struts_action=%2Fext%2Fbbs%2Fview_message&_EXT_BBS_messageId=352549))

(22) 홍 前掲注(4), pp.36-37.

はないかとの懸念が出ている。韓国経済研究所が法施行前の2016年6月に明らかにした試算によると、接待や贈与の慣習により成り立っていた産業を中心に、飲食業で年間に8.5兆ウォン、ゴルフ場で1.1兆ウォン、ギフト産業で1.97兆ウォン、合計約11.6兆ウォンの売上げが減少するとされ<sup>(23)</sup>、法施行による景気への影響が懸念されている。

## おわりに

公正な社会の到来の期待を背負って「不正請託及び金品等の収受の禁止に関する法律」が施行されてからほぼ1年が過ぎ、韓国社会に徐々に定着しつつあるようにも見える。法律が制定されるまでには紆余曲折があり、必ずしも当初国民権益委員会が立案した内容と一致しているとはいえない。一方で、違憲審判申請に象徴されるように、厳格性への疑問が呈されている。しかし、憲法裁判所が最終合憲決定を出した背景には、不正腐敗を根絶したいという韓国国民の世論がある。

この法律が施行された後に、朴槿恵前大統領の訴追、罷免という不正腐敗に関連する大きな事件もあった。さらに不正腐敗を防止する策についての議論が継続しており、今後の推移を注視する必要がある。

(いしかわ たけとし)

(本稿は、筆者が海外立法情報調査室在職中に執筆したものである。)

---

(23) 한국경제연구원 「김영란법 시행되면 관련산업 손실 年 11.6조… 피해 경감방안 마련해야(보도자료)」 〈[http://www.keri.org/web/www/news\\_02?p\\_p\\_id=EXT\\_BBS&p\\_p\\_lifecycle=0&p\\_p\\_state=normal&p\\_p\\_mode=view&\\_EXT\\_BBS\\_struts\\_action=%2Fext%2Fbbs%2Fview\\_message&\\_EXT\\_BBS\\_messageId=352153](http://www.keri.org/web/www/news_02?p_p_id=EXT_BBS&p_p_lifecycle=0&p_p_state=normal&p_p_mode=view&_EXT_BBS_struts_action=%2Fext%2Fbbs%2Fview_message&_EXT_BBS_messageId=352153)〉 なお、この試算には、消費行動の萎縮による間接的な効果は計算から除外されており、実際の減少額はさらに大きくなると見られている。



# 不正請託及び金品等の收受の禁止に関する法律

부정청탁 및 금품등 수수의 금지에 관한 법률  
(施行 2016 年 11 月 30 日) (法律第 14183 号 一部改正 2016 年 5 月 29 日)

前 国立国会図書館 調査及び立法考査局  
専門調査員 海外立法情報調査室主任 石川 武敏 訳

## 【目次】

- 第 1 章 総則 (第 1 条～第 4 条)
- 第 2 章 不正請託の禁止等 (第 5 条～第 7 条)
- 第 3 章 金品等の收受禁止等 (第 8 条～第 11 条)
- 第 4 章 不正請託等の防止に関する業務の総括等 (第 12 条～第 20 条)
- 第 5 章 懲戒及び罰則 (第 21 条～第 24 条)
- 附則

## 第 1 章 総則

### 第 1 条 (目的)

この法律<sup>(1)</sup>は、公職者等に対する不正請託及び公職者等の金品等の收受を禁止することにより、公職者等の公正な職務遂行を保障し、公共機関に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

### 第 2 条 (定義)

この法律で使用する用語の意味は、次のとおりである。

1. 「公共機関」とは、次の各目<sup>(2)</sup>のいずれかに該当する機関・団体をいう。
  - イ. 国会、裁判所<sup>(3)</sup>、憲法裁判所<sup>(4)</sup>、選挙管理委員会、監査院<sup>(5)</sup>、国家人権委員会<sup>(6)</sup>、中央行政機関（大統領所属機関及び国務総理<sup>(7)</sup>所属機関を含む。）及び中央行政機関の所属機関並びに地方公共団体

---

\* 本稿におけるインターネットへの最終アクセスは2017年6月30日である。また、[ ]内の語句は、訳者による補記である。

(1) 「부정청탁 및 금품등 수수의 금지에 관한 법률(법률 제14183호)」 국회법률정보시스템ウェブサイト <[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&SRCH\\_IN\\_RESULT=false&LAW\\_SRCH\\_TYPE=LAW\\_NM&SUB\\_NM=%BA%CE%C1%A4%C3%BB%C5%B9&BEF\\_SUB\\_NM=%BA%CE%C1%A4%C3%BB%C5%B9&LAW\\_CHECK=true&ORD\\_CHECK=true&REGL\\_CHECK=true&srchinresult=false&lawstype=LAW\\_NM&subnm=%BA%CE%C1%A4%C3%BB%C5%B9&befsubnm=%BA%CE%C1%A4%C3%BB%C5%B9&lawchk=true&ordchk=true&reglchk=true&LAW\\_ID=A3556&PROM\\_NO=14183&PROM\\_DT=20160529&](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&SRCH_IN_RESULT=false&LAW_SRCH_TYPE=LAW_NM&SUB_NM=%BA%CE%C1%A4%C3%BB%C5%B9&BEF_SUB_NM=%BA%CE%C1%A4%C3%BB%C5%B9&LAW_CHECK=true&ORD_CHECK=true&REGL_CHECK=true&srchinresult=false&lawstype=LAW_NM&subnm=%BA%CE%C1%A4%C3%BB%C5%B9&befsubnm=%BA%CE%C1%A4%C3%BB%C5%B9&lawchk=true&ordchk=true&reglchk=true&LAW_ID=A3556&PROM_NO=14183&PROM_DT=20160529&)> なお、韓国語の「수수」は同音で「授受」と「收受」の語があり、法律名の邦訳として「授受」としている例も多いが、この法律においては、金品等について受け取る側を主に規定しているので、本稿では「收受」と訳出する。

(2) 目とは、条文の階層構造において、号の下の階層を指す。

(3) 原文の直訳は「法院」である。以下同じ。

(4) 違憲審査を行うほか、大統領の弾劾の審判、政党の解散の審判、国の機関相互間及び国と地方公共団体間等の権限争議に関する審判等を行う。通常の最上級裁判所である大法院（日本の最高裁判所に相当。）とは別に設置されている。

(5) 日本の会計検査院に相当。

(6) 基本的人権を保護し、その水準を向上させることにより、民主的基本秩序の確立に寄与することを目的に2002年に設立された国家機関。立法、行政、司法のいずれにも属さず、独立的地位を保持する。委員長以下、11名の委員で構成される。

(7) 首相に相当。

- ロ. 「公職者倫理法」<sup>(8)</sup> 第 3 条の 2 の規定による公職関連団体
- ハ. 「公共機関の運営に関する法律」<sup>(9)</sup> 第 4 条の規定による機関
- ニ. 「初等中等教育法」<sup>(10)</sup>、「高等教育法」<sup>(11)</sup>、「幼児教育法」<sup>(12)</sup> その他法令の規定により設置された各級学校及び「私立学校法」<sup>(13)</sup> の規定による学校法人
- ホ. 「言論仲裁及び被害救済等に関する法律」<sup>(14)</sup> 第 2 条第 12 号の規定による言論機関
2. 「公職者等」とは、次の各目のいずれかに該当する公職者又は公的業務に従事する者をいう。

- (8) 「공직자윤리법(법률 제14609호)」 국회법률정보시스템웹사이트 ([http://likms.assembly.go.kr/law/lawsLawtInqyDetl1010.do?mappingId=%2FlawsLawtInqyDetl1010.do&genActiontypeCd=2ACT1010&genDoctreatypeCd=DOCT2004&procWorkId=&workstepId=&repFlowId=&flowId=&workId=&workSno=&winWd=&winHg=&winTypeAttr=M&nextWinWd=&nextWinHg=&nextWinTypeAttr=&nextMappingId=&nextGenActiontypeCd=&TOTALVIEWCOUNT=&viewGb=&contSid=0045&sfield=&srchType=&selectCollection=&contId=1981123100000007&revNo=&basicDt=20170622&cachePreid=ALL&keyWord=&genMenuId=menu\\_serv\\_nlaw\\_lawt\\_1030&back\\_TOTALVIEWCOUNT=&back\\_viewGb=&back\\_contSid=0045&back\\_sfield=&back\\_srchType=&back\\_selectCollection=&back\\_contId=1981123100000007&back\\_revNo=&back\\_basicDt=20170622&back\\_cachePreid=ALL&back\\_keyWord=&basicDtView=2017.06.22&minExeDt=19830101](http://likms.assembly.go.kr/law/lawsLawtInqyDetl1010.do?mappingId=%2FlawsLawtInqyDetl1010.do&genActiontypeCd=2ACT1010&genDoctreatypeCd=DOCT2004&procWorkId=&workstepId=&repFlowId=&flowId=&workId=&workSno=&winWd=&winHg=&winTypeAttr=M&nextWinWd=&nextWinHg=&nextWinTypeAttr=&nextMappingId=&nextGenActiontypeCd=&TOTALVIEWCOUNT=&viewGb=&contSid=0045&sfield=&srchType=&selectCollection=&contId=1981123100000007&revNo=&basicDt=20170622&cachePreid=ALL&keyWord=&genMenuId=menu_serv_nlaw_lawt_1030&back_TOTALVIEWCOUNT=&back_viewGb=&back_contSid=0045&back_sfield=&back_srchType=&back_selectCollection=&back_contId=1981123100000007&back_revNo=&back_basicDt=20170622&back_cachePreid=ALL&back_keyWord=&basicDtView=2017.06.22&minExeDt=19830101))
- (9) 「공공기관의 운영에 관한 법률(법률 제14461호)」 同上 ([http://likms.assembly.go.kr/law/lawsLawtInqyDetl1010.do?mappingId=%2FlawsLawtInqyDetl1010.do&genActiontypeCd=2ACT1010&genDoctreatypeCd=DOCT2004&procWorkId=&workstepId=&repFlowId=&flowId=&workId=&workSno=&winWd=&winHg=&winTypeAttr=M&nextWinWd=&nextWinHg=&nextWinTypeAttr=&nextMappingId=&nextGenActiontypeCd=&contSid=0016&contId=2007011900000003&cachePreid=ALL&genMenuId=menu\\_serv\\_nlaw\\_lawt\\_1030&back\\_contSid=0016&back\\_contId=2007011900000003&back\\_cachePreid=ALL&srchDtType=promDt&undefined=&srchStaDt=&srchEndDt=&doctreatypeCd=C&srchNm=%EA%B3%B5%EA%B3%B5%EA%B8%B0%EA%B4%80%EC%9D%98+%EC%9A%B4%EC%98%81%EC%97%90+%EA%B4%80%ED%95%9C+%EB%B2%95%EB%A5%A0&dumy=&orderType=&orderObj=>](http://likms.assembly.go.kr/law/lawsLawtInqyDetl1010.do?mappingId=%2FlawsLawtInqyDetl1010.do&genActiontypeCd=2ACT1010&genDoctreatypeCd=DOCT2004&procWorkId=&workstepId=&repFlowId=&flowId=&workId=&workSno=&winWd=&winHg=&winTypeAttr=M&nextWinWd=&nextWinHg=&nextWinTypeAttr=&nextMappingId=&nextGenActiontypeCd=&contSid=0016&contId=2007011900000003&cachePreid=ALL&genMenuId=menu_serv_nlaw_lawt_1030&back_contSid=0016&back_contId=2007011900000003&back_cachePreid=ALL&srchDtType=promDt&undefined=&srchStaDt=&srchEndDt=&doctreatypeCd=C&srchNm=%EA%B3%B5%EA%B3%B5%EA%B8%B0%EA%B4%80%EC%9D%98+%EC%9A%B4%EC%98%81%EC%97%90+%EA%B4%80%ED%95%9C+%EB%B2%95%EB%A5%A0&dumy=&orderType=&orderObj=>))
- (10) 「초·중등교육법(법률 제14603호)」 同上 ([http://likms.assembly.go.kr/law/lawsLawtInqyDetl1010.do?mappingId=%2FlawsLawtInqyDetl1010.do&genActiontypeCd=2ACT1010&genDoctreatypeCd=DOCT2004&procWorkId=&workstepId=&repFlowId=&flowId=&workId=&workSno=&winWd=&winHg=&winTypeAttr=M&nextWinWd=&nextWinHg=&nextWinTypeAttr=&nextMappingId=&nextGenActiontypeCd=&contSid=0037&contId=1997121300000004&cachePreid=ALL&genMenuId=menu\\_serv\\_nlaw\\_lawt\\_1030&back\\_contSid=0037&back\\_contId=1997121300000004&back\\_cachePreid=ALL&srchDtType=promDt&undefined=&srchStaDt=&srchEndDt=&doctreatypeCd=C&srchNm=%EC%B4%88%E3%83%BB%EC%A4%91%EB%93%B1%EA%B5%90%EC%9C%A1%EB%B2%95&dumy=&orderType=&orderObj=>](http://likms.assembly.go.kr/law/lawsLawtInqyDetl1010.do?mappingId=%2FlawsLawtInqyDetl1010.do&genActiontypeCd=2ACT1010&genDoctreatypeCd=DOCT2004&procWorkId=&workstepId=&repFlowId=&flowId=&workId=&workSno=&winWd=&winHg=&winTypeAttr=M&nextWinWd=&nextWinHg=&nextWinTypeAttr=&nextMappingId=&nextGenActiontypeCd=&contSid=0037&contId=1997121300000004&cachePreid=ALL&genMenuId=menu_serv_nlaw_lawt_1030&back_contSid=0037&back_contId=1997121300000004&back_cachePreid=ALL&srchDtType=promDt&undefined=&srchStaDt=&srchEndDt=&doctreatypeCd=C&srchNm=%EC%B4%88%E3%83%BB%EC%A4%91%EB%93%B1%EA%B5%90%EC%9C%A1%EB%B2%95&dumy=&orderType=&orderObj=>))
- (11) 「고등교육법(법률 제14600호)」 同上 ([http://likms.assembly.go.kr/law/lawsLawtInqyDetl1010.do?mappingId=%2FlawsLawtInqyDetl1010.do&genActiontypeCd=2ACT1010&genDoctreatypeCd=DOCT2004&procWorkId=&workstepId=&repFlowId=&flowId=&workId=&workSno=&winWd=&winHg=&winTypeAttr=M&nextWinWd=&nextWinHg=&nextWinTypeAttr=&nextMappingId=&nextGenActiontypeCd=&contSid=0037&contId=1997121300000003&cachePreid=ALL&genMenuId=menu\\_serv\\_nlaw\\_lawt\\_1030&back\\_contSid=0037&back\\_contId=1997121300000003&back\\_cachePreid=ALL&srchDtType=promDt&undefined=&srchStaDt=&srchEndDt=&doctreatypeCd=C&srchNm=%EA%B3%A0%EB%93%B1%EA%B5%90%EC%9C%A1%EB%B2%95&dumy=&orderType=&orderObj=>](http://likms.assembly.go.kr/law/lawsLawtInqyDetl1010.do?mappingId=%2FlawsLawtInqyDetl1010.do&genActiontypeCd=2ACT1010&genDoctreatypeCd=DOCT2004&procWorkId=&workstepId=&repFlowId=&flowId=&workId=&workSno=&winWd=&winHg=&winTypeAttr=M&nextWinWd=&nextWinHg=&nextWinTypeAttr=&nextMappingId=&nextGenActiontypeCd=&contSid=0037&contId=1997121300000003&cachePreid=ALL&genMenuId=menu_serv_nlaw_lawt_1030&back_contSid=0037&back_contId=1997121300000003&back_cachePreid=ALL&srchDtType=promDt&undefined=&srchStaDt=&srchEndDt=&doctreatypeCd=C&srchNm=%EA%B3%A0%EB%93%B1%EA%B5%90%EC%9C%A1%EB%B2%95&dumy=&orderType=&orderObj=>))
- (12) 「유아교육법(법률 제14602호)」 同上 ([http://likms.assembly.go.kr/law/lawsLawtInqyDetl1010.do?mappingId=%2FlawsLawtInqyDetl1010.do&genActiontypeCd=2ACT1010&genDoctreatypeCd=DOCT2004&procWorkId=&workstepId=&repFlowId=&flowId=&workId=&workSno=&winWd=&winHg=&winTypeAttr=M&nextWinWd=&nextWinHg=&nextWinTypeAttr=&nextMappingId=&nextGenActiontypeCd=&contSid=0021&contId=2004012900000004&cachePreid=ALL&genMenuId=menu\\_serv\\_nlaw\\_lawt\\_1030&back\\_contSid=0021&back\\_contId=2004012900000004&back\\_cachePreid=ALL&srchDtType=promDt&undefined=&srchStaDt=&srchEndDt=&doctreatypeCd=C&srchNm=%EC%9C%A0%EC%95%84%EA%B5%90%EC%9C%A1%EB%B2%95&dumy=&orderType=&orderObj=>](http://likms.assembly.go.kr/law/lawsLawtInqyDetl1010.do?mappingId=%2FlawsLawtInqyDetl1010.do&genActiontypeCd=2ACT1010&genDoctreatypeCd=DOCT2004&procWorkId=&workstepId=&repFlowId=&flowId=&workId=&workSno=&winWd=&winHg=&winTypeAttr=M&nextWinWd=&nextWinHg=&nextWinTypeAttr=&nextMappingId=&nextGenActiontypeCd=&contSid=0021&contId=2004012900000004&cachePreid=ALL&genMenuId=menu_serv_nlaw_lawt_1030&back_contSid=0021&back_contId=2004012900000004&back_cachePreid=ALL&srchDtType=promDt&undefined=&srchStaDt=&srchEndDt=&doctreatypeCd=C&srchNm=%EC%9C%A0%EC%95%84%EA%B5%90%EC%9C%A1%EB%B2%95&dumy=&orderType=&orderObj=>))
- (13) 「사립학교법(법률 제14468호)」 同上 ([http://likms.assembly.go.kr/law/lawsLawtInqyDetl1010.do?mappingId=%2FlawsLawtInqyDetl1010.do&genActiontypeCd=2ACT1010&genDoctreatypeCd=DOCT2004&procWorkId=&workstepId=&repFlowId=&flowId=&workId=&workSno=&winWd=&winHg=&winTypeAttr=M&nextWinWd=&nextWinHg=&nextWinTypeAttr=&nextMappingId=&nextGenActiontypeCd=&contSid=0058&contId=1963062600000001&cachePreid=ALL&genMenuId=menu\\_serv\\_nlaw\\_lawt\\_1030&back\\_contSid=0058&back\\_contId=1963062600000001&back\\_cachePreid=ALL&srchDtType=promDt&undefined=&srchStaDt=&srchEndDt=&doctreatypeCd=C&srchNm=%EC%82%AC%EB%A6%BD%ED%95%99%EA%B5%90%EB%B2%95&dumy=&orderType=&orderObj=>](http://likms.assembly.go.kr/law/lawsLawtInqyDetl1010.do?mappingId=%2FlawsLawtInqyDetl1010.do&genActiontypeCd=2ACT1010&genDoctreatypeCd=DOCT2004&procWorkId=&workstepId=&repFlowId=&flowId=&workId=&workSno=&winWd=&winHg=&winTypeAttr=M&nextWinWd=&nextWinHg=&nextWinTypeAttr=&nextMappingId=&nextGenActiontypeCd=&contSid=0058&contId=1963062600000001&cachePreid=ALL&genMenuId=menu_serv_nlaw_lawt_1030&back_contSid=0058&back_contId=1963062600000001&back_cachePreid=ALL&srchDtType=promDt&undefined=&srchStaDt=&srchEndDt=&doctreatypeCd=C&srchNm=%EC%82%AC%EB%A6%BD%ED%95%99%EA%B5%90%EB%B2%95&dumy=&orderType=&orderObj=>))
- (14) 「언론중재 및 피해구제 등에 관한 법률(법률 제10587호)」 同上 ([http://likms.assembly.go.kr/law/lawsLawtInqyDetl1010.do?mappingId=%2FlawsLawtInqyDetl1010.do&genActiontypeCd=2ACT1010&genDoctreatypeCd=DOCT2004&procWorkId=&workstepId=&repFlowId=&flowId=&workId=&workSno=&winWd=&winHg=&winTypeAttr=M&nextWinWd=&nextWinHg=&nextWinTypeAttr=&nextMappingId=&nextGenActiontypeCd=&contSid=0005&contId=2005012700000002&cachePreid=ALL&genMenuId=menu\\_serv\\_nlaw\\_lawt\\_1030&back\\_contSid=0005&back\\_contId=2005012700000002&back\\_cachePreid=ALL&srchDtType=promDt&undefined=&srchStaDt=&srchEndDt=&doctreatypeCd=C&srchNm=%EC%96%B8%EB%A1%A0%EC%A4%91%EC%9E%AC+%EB%B0%8F+%ED%94%BC%ED%95%B4%EA%B5%AC%EC%A0%9C+%EB%93%B1%EC%97%90+%EA%B4%80%ED%95%9C+%EB%B2%95%EB%A5%A0&dumy=&orderType=&orderObj=>](http://likms.assembly.go.kr/law/lawsLawtInqyDetl1010.do?mappingId=%2FlawsLawtInqyDetl1010.do&genActiontypeCd=2ACT1010&genDoctreatypeCd=DOCT2004&procWorkId=&workstepId=&repFlowId=&flowId=&workId=&workSno=&winWd=&winHg=&winTypeAttr=M&nextWinWd=&nextWinHg=&nextWinTypeAttr=&nextMappingId=&nextGenActiontypeCd=&contSid=0005&contId=2005012700000002&cachePreid=ALL&genMenuId=menu_serv_nlaw_lawt_1030&back_contSid=0005&back_contId=2005012700000002&back_cachePreid=ALL&srchDtType=promDt&undefined=&srchStaDt=&srchEndDt=&doctreatypeCd=C&srchNm=%EC%96%B8%EB%A1%A0%EC%A4%91%EC%9E%AC+%EB%B0%8F+%ED%94%BC%ED%95%B4%EA%B5%AC%EC%A0%9C+%EB%93%B1%EC%97%90+%EA%B4%80%ED%95%9C+%EB%B2%95%EB%A5%A0&dumy=&orderType=&orderObj=>))

イ。「国家公務員法」<sup>(15)</sup>又は「地方公務員法」<sup>(16)</sup>の規定による公務員及びその他の法律の規定により、その資格、任用、教育訓練、服務、報酬、身分保障等において公務員と認定された者

ロ. 第1号ロ目及びハ目の規定による公職関連団体及び機関の長及びその役職員

ハ. 第1号ニ目の規定による各級学校の長及び教職員並びに学校法人の役職員

ニ. 第1号ホ目の規定による言論機関の代表者及びその役職員

3. 「金品等」とは、次の各目のいずれかに該当するものをいう。

イ. 金銭、有価証券、不動産、物品、宿泊券、会員権、入場券、割引券、招待券、観覧券、不動産等の使用権等一切の財産的利益

ロ. 飲食物、酒類、ゴルフ等の接待・供応、又は交通・宿泊等の便宜の供与

ハ. 債務免除、就業の〔機会の〕提供、利権付与その他の有形・無形の経済的利益

4. 「所属機関の長」とは、公職者等が所属する公共機関の長をいう。

### 第3条（国等の責務）

① 国は、公職者が公正かつ清廉に職務を遂行することができる勤務環境を醸成するために努力しなければならない。

② 公共機関は、公職者等の公正かつ清廉な職務遂行を保障するために不正請託及び金品等の收受を容認しない公職文化の形成に努力しなければならない。

③ 公共機関は、公職者等が違反行為の申告等この法律の規定による措置を講じることで不利益を受けないよう適切な保護措置を講じなければならない。

### 第4条（公職者等の義務）

① 公職者等は、私的な利害関係に影響を受けることなく、職務を公正かつ清廉に遂行しなければならない。

② 公職者等は、職務の遂行に関して、公平無私に身を処することとし、職務に関係する者を優待し、又は差別してはならない。

## 第2章 不正請託の禁止等

### 第5条（不正請託の禁止）

① 何人も、直接又は第三者を通じて、職務を遂行する公職者等に対して、次の各号のいずれかに該当する不正請託を行ってはならない。

1. 認可、許可、免許、特許、承認、検査、検定、試験、認証、確認等、法令（条例、

(15) 「국가공무원법(법률 제14183호)」 同上 <[\(16\) 「지방공무원법\(법률 제14183호\)」 同上 <\[82 外国の立法 273 \\(2017.9\\)\]\(http://likms.assembly.go.kr/law/lawsLawtInqyDetl1010.do?mappingId=%2FlawsLawtInqyDetl1010.do&genActiontypeCd=2ACT1010&genDoctreattypeCd=DOCT2004&procWorkId=&works tepId=&repFlowId=&flowId=&workId=&workSno=&winWd=&winHg=&winTypeAttr=M&nextWinWd=&nextWin Hg=&nextWinTypeAttr=&nextMappingId=&nextGenActiontypeCd=&TOTALVIEWCOUNT=&revNo=&viewGb=& contSid=0049&sfield=&srchType=&selectCollection=&basicDt=20161130&contId=1963110100000005&cachePreid =ALL&keyWord=&genMenuId=menu\_serv\_nlaw\_lawt\_1030&back\_TOTALVIEWCOUNT=&back\_revNo=&back\_ viewGb=&back\_contSid=0049&back\_sfield=&back\_srchType=&back\_selectCollection=&back\_basicDt=20161130&back\_ contId=1963110100000005&back\_cachePreid=ALL&back\_keyWord=&basicDtView=2017.08.05&minExeDt=19631202></a>></p></div><div data-bbox=\)](http://likms.assembly.go.kr/law/lawsLawtInqyDetl1010.do?mappingId=%2FlawsLawtInqyDetl1010.do&genActiontypeCd=2ACT1010&genDoctreattypeCd=DOCT2004&procWorkId=&works tepId=&repFlowId=&flowId=&workId=&workSno=&winWd=&winHg=&winTypeAttr=M&nextWinWd=&nextWin Hg=&nextWinTypeAttr=&nextMappingId=&nextGenActiontypeCd=&TOTALVIEWCOUNT=&revNo=&viewGb=& contSid=0061&sfield=&srchType=&selectCollection=&basicDt=20161130&contId=1949081200000001&cachePreid =ALL&keyWord=&genMenuId=menu_serv_nlaw_lawt_1030&back_TOTALVIEWCOUNT=&back_revNo=&back_ viewGb=&back_contSid=0061&back_sfield=&back_srchType=&back_selectCollection=&back_basicDt=20161130&back_ contId=1949081200000001&back_cachePreid=ALL&back_keyWord=&basicDtView=2017.08.05&minExeDt=19490812></a>></p></div><div data-bbox=)

- 規則を含む。以下同じ。) で一定の要件を定めておき、職務に係する者から申請を受けて処理する職務について、法令に違反して処理するように〔請託〕する行為
2. 認可又は許可の取消し、租税、負担金、過料、課徴金、履行強制金、反則金、懲戒等、各種行政処分又は刑罰に関して、法令に違反して、軽減又は免除するように〔請託〕する行為
  3. 採用、昇進、転補<sup>(17)</sup>等、公職者等の人事に関して、法令に違反して介入し、又は影響を及ぼすように〔請託〕する行為
  4. 法令に違反して、各種の審議・議決・調停委員会の委員、公共機関が主管する試験・選抜委員等、公共機関の意思決定に関与する職位に選定され、又は選定されないように〔請託〕する行為
  5. 公共機関が主管する各種の授賞、褒賞、優秀機関選定又は優秀者選抜に関し、法令に違反して特定の個人、団体若しくは法人が選定され、又は選定されないように〔請託〕する行為
  6. 入札、競売、開発、試験、特許、軍事、課税等に関する職務上の秘密を、法令に違反して、漏えいするように〔請託〕する行為
  7. 契約に関連する法令に違反して、特定の個人、団体若しくは法人が契約の当事者に選定され、又は選定されないように〔請託〕する行為
  8. 補助金、奨励金、出捐（しゅつえん）金<sup>(18)</sup>、出資金、交付金、基金等の業務に関し、法令に違反して特定の個人、団体若しくは法人に割当て・支援を行い、投資、預け入れ、貸与、出捐若しくは出資するように介入し、又は影響を及ぼすように〔請託〕する行為
  9. 公共機関が生産、供給又は管理する財貨及び用役を、特定の個人、団体又は法人に、法令で定める価格又は正常な取引慣行から逸脱して、売却、交換、使用、便益享受又は占有を行うように〔請託〕する行為
  10. 各級学校の入学、成績、達成度評価等の業務に関して、法令に違反して、処理又は操作するように〔請託〕する行為
  11. 兵役判定検査<sup>(19)</sup>、部隊の配属、補職<sup>(20)</sup>の付与等、兵役に関連する業務に関して、法

(17) 他の官職に就けること。

(18) 「出捐金」とは、国の研究開発事業の目的を達成するために、予算又は基金等において、研究を行う機関に対し、国等が反対給付を求めることなく支給する研究経費をいう。「국가연구개발사업의 관리 등에 관한 규정 (대통령령 제28043호) 국회법률정보시스템ウェブサイト ([\(19\) 徴兵のための検査。兵役法の規定により、韓国の男性は満19歳を迎える年に兵役判定検査を受ける。医師の診断や適性検査などに基づき、1級から7級に判定され、1～4級の者は満30歳を迎える前に兵役に就かなければならない。なお、2016年の兵役法の改正により、「徴兵検査」から「兵役判定検査」に名称が変更された。「병역법\(법률 제14183호\)」同上 \(\[http://likms.assembly.go.kr/law/lawsLawInqyDetl1010.do?mappingId=%2FlawsLawInqyDetl1010.do&genActiontypeCd=2ACT1010&genDoctreattypeCd=DOCT2004&procWorkId=&workstepId=&repFlowId=&flowId=&workId=&workSno=&winWd=&winHg=&winTypeAttr=M&nextWinWd=&nextWinHg=&nextWinTypeAttr=&nextMappingId=&nextGenActiontypeCd=&TOTALVIEWCOUNT=&viewGb=&contSid=0086&sfid=&srchType=&selectCollection=&contId=1949080600000001&revNo=85&basicDt=20161130&cachePreid=ALL&keyWord=&genMenuId=menu\\\_serv\\\_nlaw\\\_lawt\\\_1030&back\\\_TOTALVIEWCOUNT=&back\\\_viewGb=&back\\\_contSid=0086&back\\\_sfid=&back\\\_srchType=&back\\\_selectCollection=&back\\\_contId=1949080600000001&back\\\_revNo=85&back\\\_basicDt=20161130&back\\\_cachePreid=ALL&back\\\_keyWord=&basicDtView=2016.11.30&minExeDt=19490806\]\(http://likms.assembly.go.kr/law/lawsLawInqyDetl1010.do?mappingId=%2FlawsLawInqyDetl1010.do&genActiontypeCd=2ACT1010&genDoctreattypeCd=DOCT2004&procWorkId=&workstepId=&repFlowId=&flowId=&workId=&workSno=&winWd=&winHg=&winTypeAttr=M&nextWinWd=&nextWinHg=&nextWinTypeAttr=&nextMappingId=&nextGenActiontypeCd=&TOTALVIEWCOUNT=&viewGb=&contSid=0086&sfid=&srchType=&selectCollection=&contId=1949080600000001&revNo=85&basicDt=20161130&cachePreid=ALL&keyWord=&genMenuId=menu\_serv\_nlaw\_lawt\_1030&back\_TOTALVIEWCOUNT=&back\_viewGb=&back\_contSid=0086&back\_sfid=&back\_srchType=&back\_selectCollection=&back\_contId=1949080600000001&back\_revNo=85&back\_basicDt=20161130&back\_cachePreid=ALL&back\_keyWord=&basicDtView=2016.11.30&minExeDt=19490806\)\)](http://likms.assembly.go.kr/law/lawsLawInqyDetl1010.do?mappingId=%2FlawsLawInqyDetl1010.do&genActiontypeCd=2ACT1010&genDoctreattypeCd=DOCT2004&procWorkId=&workstepId=&repFlowId=&flowId=&workId=&workSno=&winWd=&winHg=&winTypeAttr=M&nextWinWd=&nextWinHg=&nextWinTypeAttr=&nextMappingId=&nextGenActiontypeCd=&contSid=0027&contId=2001121900000001&cachePreid=ALL&genMenuId=menu_serv_nlaw_lawt_1030&back_contSid=0027&back_contId=2001121900000001&back_cachePreid=ALL&srchDtType=promDt&undefined=&srchStaDt=&srchEndDt=&doctreattypeCd=C&srchNm=%EA%B5%AD%EA%B0%80%EC%97%B0%EA%B5%AC%EA%B0%9C%EB%B0%9C%EC%82%AC%EC%97%85%EC%9D%98+%EA%B4%80%EB%A6%AC+%EB%93%B1%EC%97%90+%EA%B4%80%ED%95%9C+%EA%B7%9C%EC%A0%95+%&dummy=&orderType=&orderObj=></a>)</p>
</div>
<div data-bbox=)

(20) 公務員や軍人に具体的な職務の担当を与えること。

令に違反して処理するように〔請託〕する行為

12. 公共機関が実施する各種の評価・判定業務に関して、法令に違反して、評価若しくは判定し、又は結果を操作するように〔請託〕する行為

13. 法令に違反して、行政指導、取締り、監査若しくは調査の対象として、特定の個人、団体若しくは法人が選定若しくは排除されるようにし、又は行政指導、取締り、監査若しくは調査の結果を操作し、又はその違法事項を黙認するように〔請託〕する行為

14. 事件の捜査、裁判、審判、決定、調停、仲裁、和解又はこれに準ずる業務を、法令に違反して、処理するように〔請託〕する行為

15. 第1号から第14号までの不正請託の対象となる業務に関して、公職者等が法令により付与された地位・権限を逸脱して行い、又は権限に属さない事項を行うように〔請託〕する行為

② 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、この法律を適用しない。

1. 「請願法」<sup>(21)</sup>、「請願事務の処理に関する法律」<sup>(22)</sup>、「行政手続法」<sup>(23)</sup>、「国会法」<sup>(24)</sup>その他の法令・基準（第2条第1号ロ目からホ目までの公共機関の規定・社規・基準を含む。以下同じ。）で定める手続・方法により権利侵害の救済・解決を要求し、又はそれと関連する法令・基準の制定・改定・廃止を提案若しくは建議するなど、特定の行為を要求する行為

2. 公開した上で公職者等に特定の行為を要求する行為

3. 選出職公職者<sup>(25)</sup>、政党、市民団体等が公益的な目的で第三者の苦情請願を伝達し、

(21) 「청원법(법률 제12922호)」 국회법률정보시스템웹사이트 ([http://likms.assembly.go.kr/law/lawsLawtInqyDetl1010.do?mappingId=%2FlawsLawtInqyDetl1010.do&genActiontypeCd=2ACT1010&genDoctreattypeCd=DOCT2004&procWorkId=&workstepId=&repFlowId=&flowId=&workId=&workSno=&winWd=&winHg=&winTypeAttr=M&nextWinWd=&nextWinHg=&nextWinTypeAttr=&nextMappingId=&nextGenActiontypeCd=&contSid=0006&contId=1961080700000003&cachePreid=ALL&genMenuId=menu\\_serv\\_nlaw\\_lawt\\_1030&back\\_contSid=0006&back\\_contId=1961080700000003&back\\_cachePreid=ALL&srchDtType=promDt&undefined=&srchStadDt=&srchEndDt=&doctreattypeCd=C&srchNm=%EC%B2%AD%EC%9B%90%90%EB%B2%95&dumy=&orderType=&orderObj=](http://likms.assembly.go.kr/law/lawsLawtInqyDetl1010.do?mappingId=%2FlawsLawtInqyDetl1010.do&genActiontypeCd=2ACT1010&genDoctreattypeCd=DOCT2004&procWorkId=&workstepId=&repFlowId=&flowId=&workId=&workSno=&winWd=&winHg=&winTypeAttr=M&nextWinWd=&nextWinHg=&nextWinTypeAttr=&nextMappingId=&nextGenActiontypeCd=&contSid=0006&contId=1961080700000003&cachePreid=ALL&genMenuId=menu_serv_nlaw_lawt_1030&back_contSid=0006&back_contId=1961080700000003&back_cachePreid=ALL&srchDtType=promDt&undefined=&srchStadDt=&srchEndDt=&doctreattypeCd=C&srchNm=%EC%B2%AD%EC%9B%90%90%EB%B2%95&dumy=&orderType=&orderObj=))

(22) 同法は、2015年8月に全面改正され、「請願の処理に関する法律」として2016年2月から施行された。「민원 처리에 관한 법률(법률 제13459호)」同上 ([http://likms.assembly.go.kr/law/lawsLawtInqyDetl1010.do?mappingId=%2FlawsLawtInqyDetl1010.do&genActiontypeCd=2ACT1010&genDoctreattypeCd=DOCT2004&procWorkId=&workstepId=&repFlowId=&flowId=&workId=&workSno=&winWd=&winHg=&winTypeAttr=M&nextWinWd=&nextWinHg=&nextWinTypeAttr=&nextMappingId=&nextGenActiontypeCd=&TOTALVIEWCOUNT=&revNo=&viewGb=&contSid=0012&sfield=&srchType=&selectCollection=&basicDt=20160212&contId=1997082200000004&cachePreid=ALL&keyWord=&genMenuId=menu\\_serv\\_nlaw\\_lawt\\_1030&back\\_TOTALVIEWCOUNT=&back\\_revNo=&back\\_viewGb=&back\\_contSid=0012&back\\_sfield=&back\\_srchType=&back\\_selectCollection=&back\\_basicDt=20160212&back\\_contId=1997082200000004&back\\_cachePreid=ALL&back\\_keyWord=&basicDtView=2017.08.05&minExeDt=19971231](http://likms.assembly.go.kr/law/lawsLawtInqyDetl1010.do?mappingId=%2FlawsLawtInqyDetl1010.do&genActiontypeCd=2ACT1010&genDoctreattypeCd=DOCT2004&procWorkId=&workstepId=&repFlowId=&flowId=&workId=&workSno=&winWd=&winHg=&winTypeAttr=M&nextWinWd=&nextWinHg=&nextWinTypeAttr=&nextMappingId=&nextGenActiontypeCd=&TOTALVIEWCOUNT=&revNo=&viewGb=&contSid=0012&sfield=&srchType=&selectCollection=&basicDt=20160212&contId=1997082200000004&cachePreid=ALL&keyWord=&genMenuId=menu_serv_nlaw_lawt_1030&back_TOTALVIEWCOUNT=&back_revNo=&back_viewGb=&back_contSid=0012&back_sfield=&back_srchType=&back_selectCollection=&back_basicDt=20160212&back_contId=1997082200000004&back_cachePreid=ALL&back_keyWord=&basicDtView=2017.08.05&minExeDt=19971231))

(23) 「행정 절차법(법률 제12923호)」同上 ([http://likms.assembly.go.kr/law/lawsLawtInqyDetl1010.do?mappingId=%2FlawsLawtInqyDetl1010.do&genActiontypeCd=2ACT1010&genDoctreattypeCd=DOCT2004&procWorkId=&workstepId=&repFlowId=&flowId=&workId=&workSno=&winWd=&winHg=&winTypeAttr=M&nextWinWd=&nextWinHg=&nextWinTypeAttr=&nextMappingId=&nextGenActiontypeCd=&TOTALVIEWCOUNT=&revNo=&viewGb=&contSid=0012&sfield=&srchType=&selectCollection=&basicDt=20150331&contId=1996123100000007&cachePreid=ALL&keyWord=&genMenuId=menu\\_serv\\_nlaw\\_lawt\\_1030&back\\_TOTALVIEWCOUNT=&back\\_revNo=&back\\_viewGb=&back\\_contSid=0012&back\\_sfield=&back\\_srchType=&back\\_selectCollection=&back\\_basicDt=20150331&back\\_contId=1996123100000007&back\\_cachePreid=ALL&back\\_keyWord=&basicDtView=2017.08.05&minExeDt=19980101](http://likms.assembly.go.kr/law/lawsLawtInqyDetl1010.do?mappingId=%2FlawsLawtInqyDetl1010.do&genActiontypeCd=2ACT1010&genDoctreattypeCd=DOCT2004&procWorkId=&workstepId=&repFlowId=&flowId=&workId=&workSno=&winWd=&winHg=&winTypeAttr=M&nextWinWd=&nextWinHg=&nextWinTypeAttr=&nextMappingId=&nextGenActiontypeCd=&TOTALVIEWCOUNT=&revNo=&viewGb=&contSid=0012&sfield=&srchType=&selectCollection=&basicDt=20150331&contId=1996123100000007&cachePreid=ALL&keyWord=&genMenuId=menu_serv_nlaw_lawt_1030&back_TOTALVIEWCOUNT=&back_revNo=&back_viewGb=&back_contSid=0012&back_sfield=&back_srchType=&back_selectCollection=&back_basicDt=20150331&back_contId=1996123100000007&back_cachePreid=ALL&back_keyWord=&basicDtView=2017.08.05&minExeDt=19980101))

(24) 「국회법(법률 제14376호)」同上 ([http://likms.assembly.go.kr/law/lawsLawtInqyDetl1010.do?mappingId=%2FlawsLawtInqyDetl1010.do&genActiontypeCd=2ACT1010&genDoctreattypeCd=DOCT2004&procWorkId=&workstepId=&repFlowId=&flowId=&workId=&workSno=&winWd=&winHg=&winTypeAttr=M&nextWinWd=&nextWinHg=&nextWinTypeAttr=&nextMappingId=&nextGenActiontypeCd=&TOTALVIEWCOUNT=&revNo=&viewGb=&contSid=0063&sfield=&srchType=&selectCollection=&basicDt=20161216&contId=1948100200000001&cachePreid=ALL&keyWord=&genMenuId=menu\\_serv\\_nlaw\\_lawt\\_1030&back\\_TOTALVIEWCOUNT=&back\\_revNo=&back\\_viewGb=&back\\_contSid=0063&back\\_sfield=&back\\_srchType=&back\\_selectCollection=&back\\_basicDt=20161216&back\\_contId=1948100200000001&back\\_cachePreid=ALL&back\\_keyWord=&basicDtView=2017.08.05&minExeDt=19481002](http://likms.assembly.go.kr/law/lawsLawtInqyDetl1010.do?mappingId=%2FlawsLawtInqyDetl1010.do&genActiontypeCd=2ACT1010&genDoctreattypeCd=DOCT2004&procWorkId=&workstepId=&repFlowId=&flowId=&workId=&workSno=&winWd=&winHg=&winTypeAttr=M&nextWinWd=&nextWinHg=&nextWinTypeAttr=&nextMappingId=&nextGenActiontypeCd=&TOTALVIEWCOUNT=&revNo=&viewGb=&contSid=0063&sfield=&srchType=&selectCollection=&basicDt=20161216&contId=1948100200000001&cachePreid=ALL&keyWord=&genMenuId=menu_serv_nlaw_lawt_1030&back_TOTALVIEWCOUNT=&back_revNo=&back_viewGb=&back_contSid=0063&back_sfield=&back_srchType=&back_selectCollection=&back_basicDt=20161216&back_contId=1948100200000001&back_cachePreid=ALL&back_keyWord=&basicDtView=2017.08.05&minExeDt=19481002))

(25) 議員等、選挙によって選出される公職者をいう。

又は法令・基準の制定・改定・廃止若しくは政策・事業・制度及びその運営等の改善  
 に関し提案若しくは建議する行為

4. 公共機関に対して、職務を法定期限内に処理することを申請・要求し、又はその進行状況、措置の結果等について、確認・問合せ等をする行為
5. 職務又は法律関係に関する確認・証明等を申請・要求する行為
6. 質疑又は相談形式を通じて、職務に関する法令・制度・手続等について、説明又は解説を要求する行為
7. その他社会規範に違背しないこととして認められる行為

#### 第6条（不正請託による職務遂行の禁止）

不正請託を受けた公職者等は、それによって職務を遂行してはならない。

#### 第7条（不正請託の申告及び処理）

- ① 公職者等は、不正請託を受けたときは、不正請託を行った者に対し、不正請託であることを告げ、これを拒絶する意思を明確に示さなければならない。
- ② 公職者等は、第1項の規定による拒絶の意思表示にもかかわらず、同一の不正請託を再び受けた場合は、これを所属機関の長に書面（電子文書を含む。以下同じ。）で申告しなければならない。
- ③ 第2項の規定による申告を受けた所属機関の長は、申告の経緯、趣旨、内容、証拠資料等を調査し、申告内容が不正請託に該当するか否かを迅速に確認しなければならない。
- ④ 所属機関の長は、不正請託があった事実を知った場合、又は第2項及び第3項の不正請託に関する申告・確認の過程において、該当職務の遂行に支障があると認める場合には、不正請託を受けた公職者等に対して、次の各号に掲げる措置を講じることができる。
  1. 職務参加の一時中止
  2. 職務代理者の指定
  3. 転補
  4. その他国会規則、大法院<sup>(26)</sup>規則、憲法裁判所規則、中央選挙管理委員会規則又は大統領令で定める措置
- ⑤ 所属機関の長は、公職者等が次の各号のいずれかに該当する場合には、第4項の規定にかかわらず、当該公職者等に職務を遂行させることができる。この場合、第20条の規定による所属機関の担当官又は他の公職者等に、当該公職者等が公正な職務遂行をしているか否かを定期的に確認・点検させなければならない。
  1. 職務を遂行する公職者等を代替することが極めて困難な場合
  2. [不正請託が] 公職者等の職務遂行に及ぼす影響が大きい場合
  3. 国の安全保障及び経済発展等、公益の増進のための理由があり、職務遂行の必要性がより大きい場合
- ⑥ 公職者等は、第2項の規定による申告を監督機関、監査院、捜査機関又は国民権益委員会<sup>(27)</sup>に対しても行うことができる。

(26) 最高裁判所に相当。

(27) 「腐敗防止並びに国民権益委員会の設置及び運営に関する法律」に基づき、苦情請願の処理及び関連する行政制度を改善し、腐敗の発生を予防して腐敗行為を効率的に規制するために2008年に設置された。同委員会は国務総理（首相に相当）に直属する。「부패방지 및 국민권익위원회의 설치와 운영에 관한 법률(법률 제14609호)」국회법률정보시스템ウェブサイト ([http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A2123&PROM\\_DT=20170321&PROM\\_NO=14609](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A2123&PROM_DT=20170321&PROM_NO=14609))

- ⑦ 所属機関の長は、他の法令に違反しない範囲で、不正請託の内容及び措置事項を当該公共機関のインターネット・ホームページ等に公開することができる。
- ⑧ 第1項から第7項までに規定する事項のほか、不正請託の申告・確認・処理及び記録・管理・公開等に必要な事項は、大統領令で定める。

### 第3章 金品等の收受禁止等

#### 第8条（金品等の收受禁止）

- ① 公職者等は、職務との関連の有無及び寄附・後援・贈与等その名目を問わず、同一人から1回に100万ウォン<sup>(28)</sup>又は毎会計年度に300万ウォンを超過する金品等を受け取り、又は要求若しくは「提供される」約束をしてはならない。
- ② 公職者等は、職務と関連して、対価性があるか否かを問わず、第1項の規定で定める金額以下の金品等を受け取り、又は要求若しくは「提供される」約束をしてはならない。
- ③ 第10条の規定による外部講義等に関する謝礼金又は次の各号のいずれかに該当する金品等の場合には、第1項又は第2項の規定において收受を禁止する金品等に該当しない。
  - 1. 公共機関が「その機関に」所属する公職者等若しくは派遣された公職者等に支給し、又は上級公職者等が慰労・激励・褒賞等の目的で下級公職者等に対し提供する金品等
  - 2. 円滑な職務遂行又は社交・儀礼若しくは慶弔の目的で提供される飲食物・慶弔費・進物等であって、大統領令で定める価格の範囲内の金品等
  - 3. 私的取引（贈与を除く。）による債務の履行等、正当な権原により提供される金品等
  - 4. 公職者等の親族（「民法」<sup>(29)</sup>第777条の規定による親族をいう。）が提供する金品等
  - 5. 公職者等と関連する職員互助会・同好会・同窓会・同郷会・親睦会・宗教団体・社会団体等が定める基準により構成員に提供される金品等、及びその所属構成員等、公職者等と特別に長期的・持続的な親交関係にある者が、疾病・災難等のため困難な状況にある公職者等に提供する金品等
  - 6. 公職者等の職務と関連する公的な行事において、主催者が参加者に通常範囲で一律に提供する交通、宿泊、飲食物等の金品等
  - 7. 不特定多数に配布するための記念品若しくは広報用品等又はコンテスト・抽選を通じて受け取る報酬若しくは賞品等
  - 8. その他の法令・基準又は社会規範により許容される金品等
- ④ 公職者等の配偶者は、公職者等の職務と関連して、第1項又は第2項の規定により公職者等が受け取ることが禁止される金品等（以下「收受禁止金品等」という。）を受け取り、又は要求若しくは提供されることを約束してはならない。
- ⑤ 何人も、公職者等に対し、又は公職者等の配偶者に対し、收受禁止金品等を提供し、又はその提供の約束若しくは意思表示をしてはならない。

(28) 1ウォンは約0.1円（平成29年6月分報告省令レート）。

(29) 민법(법률 제14278호) 국회법률정보시스템웹사이트 <[86 外国の立法 273 \(2017.9\)](http://likms.assembly.go.kr/law/lawsLawtInqyDetl1010.do?mappingId=%2FlawsLawtInqyDetl1010.do&genActiontypeCd=2ACT1010&genDoctreattypeCd=DOCT2004&procWorkId=&workstepId=&repFlowId=&flowId=&workId=&workSno=&winWd=&winHg=&winTypeAttr=M&nextWinWd=&nextWinHg=&nextWinTypeAttr=&nextMappingId=&nextGenActiontypeCd=&contSid=0028&contId=1958022200000001&cachePreid=ALL&genMenuId=menu_serv_nlaw_lawt_1030&back_contSid=0028&back_contId=1958022200000001&back_cachePreid=ALL&srchDtType=promDt&undefined=&srchStaDt=&srchEndDt=&doctreattypeCd=C&srchNm=%EB%AF%BC%EB%B2%95&dumy=&orderType=&orderObj=></a>></p></div><div data-bbox=)

**第9条（收受禁止金品等の申告及び処理）**

- ① 公職者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、所属機関の長に遅滞なく書面で申告しなければならない。
  1. 公職者等自らが收受禁止金品等を受け取り、又はその提供の約束を交わし、若しくは〔その提供の〕意思表示を受けた場合
  2. 公職者等が、その配偶者が收受禁止金品等を受け取り、又はその提供の約束を交わし、若しくは〔その提供の〕意思表示を受けた事実を知った場合
- ② 公職者等は、自らが收受禁止金品等を受け取り、その提供の約束を交わし、若しくは〔その提供の〕意思表示を受けた場合、又はその配偶者が收受禁止金品等を受け取り、その提供の約束を交わし、若しくは〔その提供の〕意思表示を受けた事実を知った場合は、これを遅滞なく提供者に返還し、若しくは返還させ、又はその〔受取の〕拒否の意思を明らかにし、若しくは明らかにさせなければならない。ただし、受け取った金品等が次の各号のいずれかに該当する場合は、所属機関の長に引き渡し、又は引き渡すようにさせなければならない。
  1. 滅失・腐敗・変質等のおそれがある場合
  2. 当該金品等の提供者を知ることができない場合
  3. その他提供者に返還することが困難な事情がある場合
- ③ 所属機関の長は、第1項の規定により申告を受け、又は第2項ただし書きの規定により金品等の引渡しを受けた場合、收受禁止金品等に該当すると認められるときは、返還若しくは引渡しをさせ、又は〔受取の〕拒否の意思を表示させなければならない。捜査の必要性があると認められるときは、その内容を遅滞なく捜査機関に通報しなければならない。
- ④ 所属機関の長は、公職者等又はその配偶者が收受禁止金品等を受け取り、又はその提供の約束を交わし、若しくは〔その提供の〕意思表示を受けた事実を知った場合、捜査の必要性があると認められるときは、その内容を遅滞なく捜査機関に通報しなければならない。
- ⑤ 所属機関の長は、所属する公職者等若しくはその配偶者が收受禁止金品等を受け取り、その提供の約束を交わし、若しくは〔その提供の〕意思表示を受けた事実を知った場合、又は第1項から第4項までの規定による金品等の申告、金品等の返還・引渡し若しくは捜査機関に対する通報の過程において職務の遂行に支障があると認められる場合には、当該公職者に第7条第4項の各号及び同条第5項の措置を講じることができる。
- ⑥ 公職者等は、第1項又は第2項ただし書きの規定による申告又は引渡しを、監督機関、監査院、捜査機関又は国民権益委員会に対しても行うことができる。
- ⑦ 所属機関の長は、公職者等から第1項第2号の規定による申告を受けた場合、当該公職者等の配偶者が返還を拒否する金品等が收受禁止金品等に該当すると認められるときは、当該公職者等の配偶者に当該金品等を提供者に返還するよう要求しなければならない。
- ⑧ 第1項から第7項までに規定する事項のほか、收受禁止金品等の申告及び処理等に必要事項は大統領令で定める。

**第10条（外部講義等の謝礼金の收受制限）**

- ① 公職者等は、自らの職務と関連し、又はその職位・職責等に由来する事実上の影響力を通じて依頼された研修・広報・討論会・セミナー・公聴会その他会議等において行った講義・講演・寄稿等（以下「外部講義等」という。）の対価として大統領令の定める



金額を超過する謝礼金を受け取ってはならない。

- ② 公職者等は、外部講義等を行うときは、大統領令の定めるところにより、外部講義等の依頼内容の詳細等を所属機関の長にあらかじめ書面で申告しなければならない。ただし、外部講義等を依頼した者が国又は地方公共団体である場合は、この限りではない。
- ③ 公職者等は、外部講義等を第2項本文の規定によりあらかじめ申告することが困難な場合は、当該外部講義等を終了した日から2日以内に書面で申告しなければならない。
- ④ 所属機関の長は、第2項の規定により公職者等が申告した外部講義等が公正な職務遂行を阻害するおそれがあると判断する場合は、当該外部講義等を制限することができる。
- ⑤ 公職者等は、第1項の規定による金額を超過する謝礼金を受け取った場合は、大統領令の定めるところにより所属機関の長に申告し、遅滞なく提供者にその超過金額を返還しなければならない。

#### 第11条（公務遂行私人の公務遂行と関連する行為制限等）

- ① 次の各号のいずれかに該当する者（以下「公務遂行私人」という。）の公務の遂行に関しては、第5条から第9条までの規定を準用する。
  1. 「行政機関所属委員会の設置・運営に関する法律」<sup>(30)</sup>又はその他の法令により設置された各種委員会の委員のうち公職者ではない委員
  2. 法令により公共機関の権限を委任・委託されている法人・団体若しくはその機関<sup>(31)</sup>又は個人
  3. 公務を遂行するために民間部門から公共機関に派遣された者
  4. 法令により公務上の審議・評価等を行う個人又は法人・団体
- ② 第1項の規定により公務遂行私人に対して第5条から第9条までの規定を準用する場合、「公職者等」を「公務遂行私人」と読み替え、「所属機関の長」を「次の各号に掲げる区分による者」と読み替える。
  1. 第1項第1号の規定による委員会の委員：当該委員会が設置されている公共機関の長
  2. 第1項第2号の規定による法人・団体若しくはその機関又は個人：監督機関又は権限を委任若しくは委託した公共機関の長
  3. 第1項第3号の規定による者：派遣を受け入れた公共機関の長
  4. 第1項第4号の規定による個人又は法人・団体：当該公務の提供を受ける公共機関の長

#### 第4章 不正請託等の防止に関する業務の総括等

#### 第12条（公職者等の不正請託等の防止に関する業務の総括）

国民権益委員会は、この法律の規定による次の各号に掲げる事項に関する業務を管掌する。

---

(30) 「행정기관 소속 위원회의 설치·운영에 관한 법률(법률 제13462호)」 同上 ([\)](http://likms.assembly.go.kr/law/laws/LawtInqyDetl1010.do?mappingId=%2FlawsLawtInqyDetl1010.do&genActiontypeCd=2ACT1010&genDoctreattypeCd=DOCT2004&procWorkId=&workstepId=&repFlowId=&flowId=&workId=&workSno=&winWd=&winHg=&winTypeAttr=M&nextWinWd=&nextWinHg=&nextWinTypeAttr=&nextMappingId=&nextGenActiontypeCd=&contSid=0005&contId=2008123100000001&cachePreid=ALL&genMenuId=menu_serv_nlaw_lawt_1030&back_contSid=0005&back_contId=2008123100000001&back_cachePreid=ALL&srchDtType=promDt&undefined=&srchStaDt=&srchEndDt=&doctreattypeCd=C&srchNm=%ED%96%89%EC%A0%95%EA%B8%B0%EA%B4%80+%EC%86%8C%EC%86%8D+%EC%9C%84%EC%9B%90%ED%9A%8C%EC%9D%98+%EC%84%A4%EC%B9%98%E3%83%BB%EC%9A%B4%EC%98%81%EC%97%90+%EA%B4%80%ED%95%9C+%EB%B2%95%EB%A5%A0&dumy=&orderType=&orderObj=)

(31) 法人の意思を決定し、それを執行する地位にある個人又はその集団を「機関」という。

1. 不正請託の禁止及び金品等の收受の禁止・制限等に関する制度の改善並びに教育・広報計画の策定及び施行
2. 不正請託等に関する類型、判断基準及びその予防措置等に関する基準の作成及び普及
3. 不正請託等に対する申告等の案内・相談・受付・処理等
4. 申告者等に対する保護及び報酬
5. 第1号から第4号までの業務遂行に必要な実態調査及び資料の収集・管理・分析等

### 第13条（違反行為の申告等）

- ① 何人も、この法律の違反行為が発生した事実、又は発生しつつある事実を知った場合は、次の各号のいずれかに該当する機関に申告することができる。
  1. この法律の違反行為が発生した公共機関又はその監督機関
  2. 監査院又は捜査機関
  3. 国民権益委員会
- ② 第1項の規定による申告を行った者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この法律の規定による保護及び報酬を受けることができない。
  1. 申告の内容が虚偽であるという事実を知った、又は知り得たにもかかわらず申告を行った場合
  2. 申告と関連して金品等、又は〔自らの〕勤務に係る特惠を要求した場合
  3. その他不正な目的で申告を行った場合
- ③ 第1項の規定により申告を行おうとする者は、自らに関する個人情報<sup>(32)</sup>及び申告の趣旨・理由・内容を記入し署名した文書とともに申告対象及び証拠等を提出しなければならない。

### 第14条（申告の処理）

- ① 前条第1項第1号又は第2号の機関（以下「調査機関」という。）は、同条第1項の規定により申告を受け、又は次項の規定により国民権益委員会から申告を移牒<sup>(33)</sup>された場合は、その内容に関して、必要な調査、監査又は捜査を行わなければならない。
- ② 国民権益委員会が第13条第1項の規定による申告を受けた場合は、その内容に関して申告者と対面して事実関係を確認した後、大統領令の定めるところにより調査機関に移牒し、その事実を申告者に通知しなければならない。
- ③ 調査機関は、第1項の規定により調査、監査又は捜査を終えた日から10日以内にその結果を申告者及び国民権益委員会（国民権益委員会から移牒された場合にのみ該当する。）に通知し、調査、監査又は捜査の結果により、公訴の提起、過料の賦課対象となる違反行為の通報、懲戒処分等必要な措置を講じなければならない。
- ④ 国民権益委員会は、第3項の規定により調査機関から調査、監査又は捜査の結果を通知された場合は、遅滞なく申告者に調査、監査又は捜査の結果を通知しなければならない。
- ⑤ 第3項又は第4項の規定により調査、監査又は捜査の結果を通知された申告者は、調査機関に異議の申立てを行うことができ、第4項の規定により調査、監査又は捜査の結果を通知された申告者は、国民権益委員会にも異議の申立てを行うことができる。
- ⑥ 国民権益委員会は、調査機関の調査、監査又は捜査の結果が十分ではないと認める場合は、調査、監査又は捜査の結果を通知された日から30日以内に新しい証拠資料の提出等合理的な理由を挙げ調査機関に再調査を要求することができる。

(32) 直訳は「人的事項」である。住民登録番号、氏名、住所、連絡先等をいう。

(33) 受け取った文書を管轄の異なる他の役所や部署に引き渡すこと。

- ⑦ 第6項の規定による再調査の要求を受けた調査機関は、再調査を終了した日から7日以内にその結果を国民権益委員会に通知しなければならない。この場合、国民権益委員会は通知を受けて直ちに申告者に再調査の結果の要旨を知らせなければならない。

#### 第15条（申告者等の保護・報酬）

- ① 何人も、次の各号のいずれかに該当する申告等（以下「申告等」という。）を行うことができないよう妨害し、又は申告等を行った者（以下「申告者等」という。）にこれを取り消すよう強要してはならない。
1. 第7条第2項及び第6項の規定による申告
  2. 第9条第1項、第2項ただし書き及び第6項の規定による申告及び引渡し
  3. 第13条第1項の規定による申告
  4. 第1号から第3号までの規定による申告を行った者以外で、[申告者等に]協力した者が、申告に関する調査・監査・捜査・訴訟又は保護措置に関する調査・訴訟等において陳述・証言及び資料提供等の方法で支援する行為
- ② 何人も、申告者等に対し、申告等を理由に不利益措置（「公益申告者保護法」<sup>(34)</sup>第2条第6号の規定による不利益措置をいう。以下同じ。）を行ってはならない。
- ③ この法律の規定による違反行為を行った者が違反事実を自ら申告し、又は申告者等が申告等を行ったことにより、自らが行ったこの法律の違反行為が発見された場合は、当該違反行為に対する刑事罰、過料賦課、懲戒処分その他の行政処分等を軽減又は免除することができる。
- ④ 第1項から第3項までに規定する事項のほか、申告者等の保護等に関しては、「公益申告者保護法」第11条から第13条まで、第14条第3項から第5項まで、及び第16条から第25条までの規定を準用する。この場合、「公益申告者等」は「申告者等」に、「公益申告等」は「申告等」に読み替える。
- ⑤ 国民権益委員会は、第13条第1項の規定による申告により公共機関に財産上の利益をもたらし、若しくは損失を防止した場合、又は公益の増進をもたらした場合は、当該申告者に褒賞金を支給することができる。
- ⑥ 国民権益委員会は、第13条第1項の規定による申告により公共機関に直接的な収入の回復・増大又は費用の節減をもたらした場合は、当該申告者の申請により報酬を支給しなければならない。
- ⑦ 第5項及び第6項の規定による褒賞金・報酬の申請及び支給等に関しては、「腐敗防止並びに国民権益委員会の設置及び運営に関する法律」第68条から第71条までの規定を準用する。この場合、「腐敗行為の申告者」は「第13条第1項の規定により申告を行う者」と読み替え、「この法律による申告」は「第13条第1項の規定による申告」と読み替える。

#### 第16条（違法な職務処理に対する措置）

公共機関の長は、公職者等が職務遂行中に、又は職務遂行後に第5条、第6条及び

(34) 「공익신고자 보호법(법률 제13443호)」 국회법률정보시스템ウェブサイト ([http://likms.assembly.go.kr/law/laws/LawtInqyDetl1010.do?mappingId=%2FflawsLawtInqyDetl1010.do&genActiontypeCd=2ACT1010&genDoctreattypeCd=DOCT2004&procWorkId=&workstepId=&repFlowId=&flowId=&workId=&workSno=&winWd=&winHg=&winTypeAttr=M&nextWinWd=&nextWinHg=&nextWinTypeAttr=&nextMappingId=&nextGenActiontypeCd=&contSid=0003&contId=2011032900000002&cachePreid=ALL&genMenuId=menu\\_serv\\_nlaw\\_lawt\\_1030&back\\_contSid=0003&back\\_contId=2011032900000002&back\\_cachePreid=ALL&srchDtType=promDt&undefined=&srchStaDt=&srchEndDt=&doctreattypeCd=C&srchNm=%EA%B3%B5%EC%9D%B5%EC%8B%A0%EA%B3%A0%EC%9E%90&dumy=&orderType=&orderObj=](http://likms.assembly.go.kr/law/laws/LawtInqyDetl1010.do?mappingId=%2FflawsLawtInqyDetl1010.do&genActiontypeCd=2ACT1010&genDoctreattypeCd=DOCT2004&procWorkId=&workstepId=&repFlowId=&flowId=&workId=&workSno=&winWd=&winHg=&winTypeAttr=M&nextWinWd=&nextWinHg=&nextWinTypeAttr=&nextMappingId=&nextGenActiontypeCd=&contSid=0003&contId=2011032900000002&cachePreid=ALL&genMenuId=menu_serv_nlaw_lawt_1030&back_contSid=0003&back_contId=2011032900000002&back_cachePreid=ALL&srchDtType=promDt&undefined=&srchStaDt=&srchEndDt=&doctreattypeCd=C&srchNm=%EA%B3%B5%EC%9D%B5%EC%8B%A0%EA%B3%A0%EC%9E%90&dumy=&orderType=&orderObj=))

第8条の規定に違反した事実を発見した場合は、当該職務を中止し、又は取り消すなど、必要な措置を講じなければならない。

#### 第17条（不当利得の返還）

公共機関の長は、第5条、第6条又は第8条の規定に違反して遂行した公職者等の職務が違法なものであると確定した場合は、当該職務の相手方に既に支出・交付された金額若しくは物品又はその他の財産上の利益を返還させなければならない。

#### 第18条（秘密漏えいの禁止）

次の各号のいずれかに該当する業務を遂行している、又は遂行した公職者等は、その業務処理の過程において知り得た秘密を漏えいしてはならない。ただし、第7条第7項の規定により公開する場合は、この限りではない。

1. 第7条の規定による不正請託の申告及び措置に関する業務
2. 第9条の規定による收受禁止金品等の申告及び処理に関する業務

#### 第19条（教育及び広報等）

- ① 公共機関の長は、公職者等に不正請託の禁止及び金品等の收受の禁止に関する内容について定期的に教育しなければならない。これを遵守することを約束する誓約書を〔公職者等から〕受け取らなければならない。
- ② 公共機関の長は、この法律で禁止されている事項を積極的に広報するなど、国民がこの法律を遵守するよう誘導しなければならない。
- ③ 公共機関の長は、第1項及び第2項の規定による教育及び広報等の実施のために必要な場合は、国民権益委員会に支援を要請することができる。この場合、国民権益委員会は、積極的に協力しなければならない。

#### 第20条（不正請託の禁止等を担当する担当官の指定）

公共機関の長は、所属する公職者等の中から、次の各号に掲げる不正請託の禁止等を担当する担当官を指定しなければならない。

1. 不正請託の禁止及び金品等の收受の禁止に関する内容の教育・相談
2. この法律の規定による申告・申請の受付、処理及び内容の調査
3. この法律の規定による所属機関の長の違反行為を発見した場合の裁判所又は捜査機関に対する当該事実の通報

### 第5章 懲戒及び罰則

#### 第21条（懲戒）

公共機関の長等は、公職者等がこの法律又はこの法律の規定による命令に違反した場合は、懲戒処分を科さなければならない。

#### 第22条（罰則）

- ① 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処す。
  1. 第8条第1項の規定に違反した公職者等（第11条の規定により準用される公務遂行私人を含む。）。ただし、第9条第1項、第2項又は第6項の規定により申告し、若しくは当該收受禁止金品等の返還若しくは引渡しを行い、又は〔受取の〕拒否の意思を表示した公職者等は除く。
  2. 配偶者が第8条第4項の規定に違反して同条第1項の規定による收受禁止金品等を受け取り、要求し、又は提供される約束をした事実を知りながら、第9条第1項第2

号又は同条第6項の規定により申告しなかった公職者等（第11条の規定により準用される公務遂行私人を含む。）。ただし、公職者等又は配偶者が第9条第2項の規定により收受禁止金品等の返還若しくは引渡しを行い、又は〔受取の〕拒否の意思を表示した場合は除く。

3. 第8条第5項の規定に違反して同条第1項の規定による收受禁止金品等を公職者等（第11条の規定により準用される公務遂行私人を含む。）若しくはその配偶者に提供し、又はその提供の約束若しくは意思表示を行った者
  4. 第15条第4項の規定により準用される「公益申告者保護法」第12条第1項の規定に違反して、申告者等の個人情報又は申告者等であることを推測し得る事実を他人に知らせ、又は公開若しくは報道を行った者
  5. 第18条の規定に違反して、その業務処理の過程において知り得た秘密を漏えいした公職者等
- ② 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金に処す。
1. 第6条の規定に違反して不正請託を受けそれにより職務を遂行した公職者等（第11条の規定により準用される公務遂行私人を含む。）
  2. 第15条第2項の規定に違反し、申告者等に「公益申告者保護法」第2条第6号イ目の規定<sup>(35)</sup>に該当する不利益措置を行った者
  3. 第15条第4項の規定により準用される「公益申告者保護法」第21条第2項の規定により確定され、又は行政訴訟を提起し確定された保護措置決定を履行しない者
- ③ 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処す。
1. 第15条第1項の規定に違反し、申告等を妨害し、又は申告等を取り下げるよう強要した者
  2. 第15条第2項の規定に違反し、申告者等に「公益申告者保護法」第2条第6号ロ目からト目までの規定<sup>(36)</sup>のいずれかに該当する不利益措置を行った者
- ④ 第1項第1号から第3号までの規定による〔受け取り、又は提供された〕金品等は没収する。ただし、当該金品等の全部又は一部を没収することが不可能な場合は、その価額を追徴する。

## 第23条（過料の賦課）

- ① 次の各号のいずれかに該当する者には、3千万ウォン以下の過料を賦課する。
1. 第5条第1項の規定に違反して第三者のために別の公職者等（第11条の規定により準用される公務遂行私人を含む。）に対して不正請託を行った公職者等（第11条の規定により準用される公務遂行私人を含む。）。ただし、「刑法」<sup>(37)</sup>その他の法律の規定

(35) 「イ 罷免、解任、解雇その他身分の喪失に対応する身分の不利益措置」前掲注(34)参照。

(36) 「ロ 懲戒、停職、減給、降格、昇進の制限、その他不当な人事措置」「ハ 転補、転勤、職務未付与、職務再配置その他本人の意思に反する人事措置」「ニ 成果評価や同僚評価などにおける差別及びそれに伴う賃金や賞与などの差別的支給」「ホ 教育又は訓練等自己啓発の機会の取消し、予算又は人員等の資源の利用制限や利用禁止、セキュリティ情報又は秘密情報の使用の停止又は取扱資格の取消し、その他の労働条件等に否定的な影響を与える差別又は措置」「ヘ 注意対象者名簿の作成又はその名簿の公開、いじめ、暴行、暴言その他精神的・身体的損傷をもたらす行為」「ト 職務に対する不当な監視若しくは調査又はその結果の公開」前掲注(34)参照。

(37) 「형법(법률 제14415호)」국회법률정보시스템 웹사이트 ([http://likms.assembly.go.kr/law/lawsLawtInqyDetl1010.do?mappingId=%2FflawsLawtInqyDetl1010.do&genActionTypeCd=2ACT1010&genDoctreattypeCd=DOCT2004&procWorkId=&workstepId=&repFlowId=&flowId=&workId=&workSno=&winWd=&winHg=&winTypeAttr=M&nextWinWd=&nextWinHg=&nextWinTypeAttr=&nextMappingId=&nextGenActionTypeCd=&contSid=0017&contId=1953091800000002&cachePreid=ALL&genMenuId=menu\\_serv\\_nlaw\\_lawt\\_1030&back\\_contSid=0017&back\\_contId=1953091800000002&back\\_cachePreid=ALL&srchDtType=promDt&undefined=&srchStaDt=&srchEndDt=&doctreattypeCd=C&srchNm=%ED%98%95%EB%B2%95&dumy=&orderType=&orderObj=](http://likms.assembly.go.kr/law/lawsLawtInqyDetl1010.do?mappingId=%2FflawsLawtInqyDetl1010.do&genActionTypeCd=2ACT1010&genDoctreattypeCd=DOCT2004&procWorkId=&workstepId=&repFlowId=&flowId=&workId=&workSno=&winWd=&winHg=&winTypeAttr=M&nextWinWd=&nextWinHg=&nextWinTypeAttr=&nextMappingId=&nextGenActionTypeCd=&contSid=0017&contId=1953091800000002&cachePreid=ALL&genMenuId=menu_serv_nlaw_lawt_1030&back_contSid=0017&back_contId=1953091800000002&back_cachePreid=ALL&srchDtType=promDt&undefined=&srchStaDt=&srchEndDt=&doctreattypeCd=C&srchNm=%ED%98%95%EB%B2%95&dumy=&orderType=&orderObj=))

により刑事罰を受けた場合は、過料は賦課せず、過料を賦課した後に刑事罰を受けた場合は、当該過料の賦課を取り消す。

2. 第15条第4項の規定により準用される「公益申告者保護法」第19条第2項及び第3項(同法第22条第3項の規定により準用される場合を含む。)に違反し資料の提出、[国民権益委員会への]出席又は陳述書の提出を拒否した者
- ② 第5条第1項の規定に違反して第三者のために公職者等(第11条の規定により準用される公務遂行私人を含む。)に対して不正請託を行った者(第1項第1号に該当する者は除く。)には、2千万ウォン以下の過料を賦課する。ただし、「刑法」その他の法律の規定により刑事罰を受けた場合は過料を賦課せず、過料を賦課した後に刑事罰を受けた場合は、その過料の賦課を取り消す。
- ③ 第5条第1項の規定に違反して第三者を通じて公職者等(第11条の規定により準用される公務遂行私人を含む。)に不正請託を行った者(第1項第1号及び第2項に該当する者は除く。)には、1千万ウォン以下の過料を賦課する。ただし、「刑法」その他の法律の規定により刑事罰を受けた場合は過料を賦課せず、過料を賦課した後に刑事罰を受けた場合は、その過料の賦課を取り消す。
- ④ 第10条第5項の規定による申告及び返還措置を行わない公職者等には、500万ウォン以下の過料を賦課する。
- ⑤ 次の各号のいずれかに該当する者には、当該違反行為と関連した金品等の価額の2倍以上5倍以下に相当する金額の過料を賦課する。ただし、第22条第1項第1号から第3号までの規定又は「刑法」その他の法律の規定により刑事罰(没収又は追徴を科せられた場合を含む。)を受けた場合は過料を賦課せず、過料を賦課した後に刑事罰を受けた場合は、その過料の賦課を取り消す。
  1. 第8条第2項の規定に違反した公職者等(第11条の規定により準用される公務遂行私人を含む。)。ただし、第9条第1項、第2項若しくは第6項の規定により申告し、又は当該收受禁止金品等の返還若しくは引渡しを行い、又は[受取の]拒否の意思を表示した公職者等を除く。
  2. 配偶者が第8条第4項の規定に違反して、同条第2項の規定による收受禁止金品等を受け取り、要求し、又は提供を受ける約束をした事実を知りながら、第9条第1項第2号又は同条第6項の規定により申告しなかった公職者等(第11条の規定により準用される公務遂行私人を含む。)。ただし、公職者等又は配偶者が第9条第2項の規定により收受禁止金品等の返還若しくは引渡しを行い、又は[受取の]拒否の意思を表示した場合を除く。
  3. 第8条第5項の規定に違反して同条第2項の規定による收受禁止金品等を公職者等(第11条の規定により準用される公務遂行私人を含む。)若しくはその配偶者に提供し、又はその提供の約束若しくは意思表示をした者
- ⑥ 第1項から第5項までの規定にもかかわらず「国家公務員法」、「地方公務員法」その他の法律の規定により懲戒付加金賦課の議決<sup>(38)</sup>があった場合は、過料を賦課せず、過料が賦課された後には、懲戒付加金賦課の議決を行わない。

(38) 公務員に懲戒を与える場合は、国家公務員にあっては懲戒委員会において、地方公務員にあっては人事委員会において、懲戒の議決を経なければならない(国家公務員法第78条、地方公務員法第8条)。

- ⑦ 所属機関の長は、第1項から第5項までの過料賦課対象者については、当該違反事実を、「非訟事件手続法」<sup>(39)</sup>の規定による過料裁判を管轄する裁判所に通報しなければならない。

#### 第24条（両罰規定）

法人若しくは団体の代表者又は法人、団体若しくは個人の代理人、使用人その他従業員が、その法人・団体又は個人の業務に関して第22条第1項第3号（金品等の提供者が公職者等（第11条の規定により第8条の規定が準用される公務遂行私人を含む。）である場合は除く。）、第23条第2項、第23条第3項又は第23条第5項第3号（金品等の提供者が公職者等（第11条の規定により第8条の規定が準用される公務遂行私人を含む。）である場合は除く。）の違反行為を行った場合は、当該行為者を罰するほか、当該法人、団体又は個人に対しても、該当条文の罰金又は過料を科す。ただし、法人、団体又は個人が当該違反行為を防止するために当該業務に関して、相当な注意を払い、監督を怠っていなかった場合はこの限りではない。

#### 附則<第13278号 2015年3月27日>

##### 第1条（施行日）

この法律は、公布後1年6か月が経過した日から施行する。

##### 第2条（收受禁止金品等の申告に関する適用例）

第9条第1項は、この法律の施行後、同項各号に掲げる行為が発生したときから適用する。

##### 第3条（外部講義等の謝礼金收受制限に関する適用例）

第10条第1項は、この法律の施行後に行う外部講義等から適用する。

#### 附則（兵役法）<第14183号 2016年5月29日>

##### 第1条（施行日）

この法律<sup>(40)</sup>は、公布後6か月が経過した日から施行する。（ただし書き省略）

##### 第2条から第4条まで

省略

##### 第5条（その他の法律の改正）

①から⑩まで省略

⑪ 法律第13278号不正請託及び金品等の收受の禁止に関する法律の一部を次のとおり改正する。

第5条第1項第11号中の「徴兵検査」を「兵役判定検査」とする。

---

(39) 非訟事件とは、裁判所の扱う事件のうち、訴訟によらず簡易な手続によって処理される民事事件をいう。「비상사건절차법(법률 제13765호)」국회법률정보시스템ウェブサイト ([http://likms.assembly.go.kr/law/lawsLawtInqyDetl1010.do?mappingId=%2FflawsLawtInqyDetl1010.do&genActiontypeCd=2ACT1010&genDoctreattypeCd=DOCT2004&procWorkId=&workstepId=&repFlowId=&flowId=&workId=&workSno=&winWd=&winHg=&winTypeAttr=M&nextWinWd=&nextWinHg=&nextWinTypeAttr=&nextMappingId=&nextGenActiontypeCd=&contSid=0024&contId=1962012000000024&cachePreid=ALL&genMenuId=menu\\_serv\\_nlaw\\_lawt\\_1030&back\\_contSid=0024&back\\_contId=1962012000000024&back\\_cachePreid=ALL&srchDtType=promDt&undefined=&srchStadT=&srchEndDt=&doctreattypeCd=C&srchNm=%EB%B9%84%EC%86%A1%EC%82%AC%EA%B1%B4%EC%A0%88%EC%B0%A8%EB%B2%95&dumy=&orderType=&orderObj=>](http://likms.assembly.go.kr/law/lawsLawtInqyDetl1010.do?mappingId=%2FflawsLawtInqyDetl1010.do&genActiontypeCd=2ACT1010&genDoctreattypeCd=DOCT2004&procWorkId=&workstepId=&repFlowId=&flowId=&workId=&workSno=&winWd=&winHg=&winTypeAttr=M&nextWinWd=&nextWinHg=&nextWinTypeAttr=&nextMappingId=&nextGenActiontypeCd=&contSid=0024&contId=1962012000000024&cachePreid=ALL&genMenuId=menu_serv_nlaw_lawt_1030&back_contSid=0024&back_contId=1962012000000024&back_cachePreid=ALL&srchDtType=promDt&undefined=&srchStadT=&srchEndDt=&doctreattypeCd=C&srchNm=%EB%B9%84%EC%86%A1%EC%82%AC%EA%B1%B4%EC%A0%88%EC%B0%A8%EB%B2%95&dumy=&orderType=&orderObj=>))

(40) 前掲注(19)参照。

⑬から< 22 >まで省略

(いしかわ たけとし)

(本稿は、筆者が海外立法情報調査室在職中に執筆したものである。)